

平成21年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年9月16日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成20年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 2号 平成20年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 報告第 3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 第 9 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 一般質問
- 第11 議案第 1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更の協議について
- 第12 議案第 2号 北海道市町村総合事務組合格約の一部変更の協議について
- 第13 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更の協議について
- 第14 議案第 4号 中頓別町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 5号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算
- 第20 議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査について
- 追加日程第1 議案第11号 個別外部監査契約の締結について
- 追加日程第2 議案第 6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年9月16日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第17 議案第 7号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第18 議案第 8号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第19 議案第 9号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第21 認定第 1号 平成20年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2号 平成20年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第24 認定第 4号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 5号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 6号 平成20年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 7号 平成20年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 9号 平成20年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 参 事 | 石 川 篤 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ ぐ り | 小 林 生 吉 君 |
| 推 進 課 長 | 奥 村 文 男 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 中 原 直 樹 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 竹 内 義 博 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 吉 田 智 一 君 |
| 保 健 福 祉 課 主 幹 | 柴 田 弘 君 |
| 教 育 次 長 | 石 井 英 正 君 |
| 教 育 委 員 長 | 高 井 秀 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | |

国保病院事務長	青 木 彰 君
自動車学校長	浅 野 豊 君
南宗谷消防組合	吉 田 行 博 君
中頓別支署長	吉 田 行 博 君
こども館館長	平 中 静 江 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和 田 行 雄 君
議会事務局書記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成21年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、柳澤さん、7番、藤田さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告を申し上げます。

平成21年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月7日及び9月8日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日9月16日から9月18日までの3日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告したのは5議員であり、質問事項の重複はなかった。

4、議案について、先ほど皆さんと協議した結果、町側から提出された同意1件、議案10件のうち議案第6号はいきいきふるさと常任委員会に付託し、本日中に審査を行う。それ以外の議案については、いずれも本会議で審議する。なお、個別外部監査契約に係る議案が追加された場合は、直ちに本会議で審議する。

5、決算審査について、本日議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成20年度各会計決算に係る認定第1号から第9号を同委員会に付託し、会期内に審査を行う。

6、意見書提出を求める閉会中の郵送陳情5件については、全議員に写しを配付したが、発議者はなかった。

7、北海道町村議会議長会から要望のあった道路の整備に関する意見書案の取り扱いに

ついて、村山議員が発議者となる。会期末に上程される見通しなので、その際は委員会付託を省略し、本会議で審議する。

審査報告は以上であります。昨今議案の誤りが頻発しており、当委員会としても対応に苦慮するところでもあります。当委員会は、円滑な議会の運営を期するため、議会運営全般について協議し、意見調整を図る機関であります。議会に関する条例や予算、町側からの提出される議案の取り扱いなどの調査を所管するものである。町側において議案の精査、確認がなされず、誤りのある議案、不完全な議案が提出された場合は、議長の議事整理権に基づき、議事日程に上程されないこともあり得る。議案作成者に当たっては、議案責任の重さを自覚し、二重三重のチェック体制をしいて議案の誤り、差しかえが起きないように今後心がけられたい。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月16日から9月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月16日から9月18日までの3日間にすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。第3回定例会の招集をいたしましたところ、大変議員の皆さん方につきましてはお忙しいところ全員の出席をいただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。

8月7日から昨日までの行政報告をさせていただきたいと思いますが、全般的には印刷物でご承知おきをさせていただきたいと思いますが、1件だけご報告をさせていた

だきたいと思います。

定額給付金の給付状況についてでございます。国が平成20年度補正予算（第2号）により「景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援」として行うこととした定額給付金の給付について、当町においても3月26日より手続きを開始し、9月14日現在給付対象世帯数1,035世帯に対し1,026世帯（99.1%）が手続きを終了しております。給付手続き期限が9月25日までとなっていることから、残り9世帯に対し個別に連絡をしながら全ての世帯に給付できるよう努力を続けてまいります。

以上、1件だけご報告を申し上げます。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、報告第1号 平成20年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第1号 平成20年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第1号 平成20年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告する。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはございません。実質公債費比率28.3%、将来負担比率105.3%。

なお、実質公債費比率につきましては早期健全化基準の25%を超えておりますので、監査委員からの報告、別紙にございますが、自主的かつ早期に実質公債費比率の低減に努め、財政の健全化を図られたい。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条に基づく財政健全化計画の策定に当たり、個別外部監査の要求手続に着手されたいと意見が付されておりますので、その対応をとってまいりたいというふうに思います。

以上、説明といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、報告第2号 平成20年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 平成20年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第2号 平成20年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見を付して報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足の比率はございません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、報告第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 報告第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行ったので、別紙のとおり報告する。

本報告書は、教育委員会議の開催状況、教育委員会の活動状況、主要な施策に基づく点検・評価、教育委員会の事務の執行状況を報告するものでございます。

教育委員会議の開催は、12回の定例会、6回の臨時会を開催いたしました。

教育委員会の活動状況におきましては、9月に各校の学校訪問、全道、管内の研修会への出席、また各行事等への出席状況を記載しております。

主要な施策に基づく点検・評価につきましては、平成20年度教育行政執行方針に基づく具体的な推進施策を評価し、目標に対しての取り組みの進捗状況などを踏まえて、議会議員経験者、教育委員経験者、社会教育経験者、学校評議員、行政経験者5名から成る外

部評価委員の総合的な意見をいただき、評価を行いました。評価結果につきましては、生涯学習の推進につきましては、大きく2つの事業内容について評価を行い、中頓別町まちづくり・生涯学習推進計画に基づく生涯学習活動の推進では、推進チーム会議の開催について、C、まなびネットの設置ではAの評価でございますが、全体でおおむね目標が達成できた、Bと評価をいたしたところでございます。学習情報の提供では、B評価。学校教育の推進につきましては、大きく7つの事業内容について評価をしました。学力の向上では、総合的な学習の時間の推進、指導方法工夫改善のための教職員定数加配の確保についてはA評価であります。全体としてB。健やかな体をはぐくむ部分ではCがありますが、全体でB。豊かな心の育成、信頼される学校づくり、幼児教育、特別支援教育、へき地・複式教育ではB評価。社会教育の推進につきましては、大きく3つの事業内容について評価をしました。文化・芸術の充実では、A評価の部分もありましたが、全体でB評価。学習機会の充実、スポーツ活動の充実、ともにBと評価をしたところであります。今後評価結果及び外部評価委員会の意見等を踏まえ、点検、見直しを行いながら関係機関との連携を図り、本町の教育、文化、スポーツの振興に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 昨年からの評価と比較すると、大変内容が細かくて、かなりのボリュームを評価されているので、大変よくできた報告書なのかなというふうに、まずは思います。今評価の中で言われましたけれども、おおむね達成できたというのが全体として言えることかなと。それから、去年がCであったものがBに上がっているという点では私もかなり評価できるのかなというふうに思いますが、特にCがあるもの、あるいはBというのはいわばおおむね達成できたというのは評価すべきなのか、当然だろうというべきなのか、それでやはりBをよりAに近づける、それからCを極力改善していくというところで、特にCを改めるという点においては具体的な対応策というものをやはり早急につくって対応すべきであろうというふうに思いますので、こちら辺の対応について今後どういう形で進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） ご指摘のとおりでございますが、当然Aに向かって鋭意努力をするつもりでございます。Cにつきましても具体的に実際ここで評価されている部分でございますが、会議を開催するといって開催できなかったと、それについては完全にしていないので、Cという評価、それにかわって今後はする方向なり改善する方向は当然とります。そして、改めてまた次に同じC評価なのですが、手づくり愛情弁当ですか、この評価についても実際各学校での取り組みが不十分だったということも踏まえております。なおかつ、そうでありながら実際に食育に関する部分、そして原点にあるのは家庭の愛情だと

かいろいろな部分でありますから、それらについては違う方向で食育の部分で今後につきましては家庭と、それから家庭を通じながら食育をどうするかといった部分も取り組んでおりますので、そういった改善にはつながっていくのかとと思っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 評価基準というのがきちっと示されていない中での評価だけ出てきて、しかもここで表現されているのは内部評価ですよ。外部委員も委嘱して外部評価もしたというのだけれども、では外部評価の結果と内部評価の結果とはどういうことになっているのか。内部評価というのは、外部評価も含めた総体評価なのか、その辺がちょっと明確でないので、お聞きします。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 評価につきましては、これが完全だというものではないと判断しております。常にいいものに向かってつくっていかねばならないと考えております。そして、内部評価につきましては、それこそ内部で、外部との整合性なのですけども、今回は外部の方に評価をいただいたのではなくて、外部の方に意見をいただいて、それをもとに評価をしたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ちょっと紛らわしいやり方だと思う。外部評価はしていないということでもいいのですか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） していないということではなくて、これを全部お見せいたしまして、全体的な意見をいただいて、今後どうまたこの評価をよりよいものにするかということでの意見等をもらったということです。

さらにつけ加えますと、1項目ずつの評価というよりも全体的な大きな項目、3項目ですか、それについての意見というふうにとらえていただいてもいいのかと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 人事案件でありますから、私のほうから同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてご説明をさせていただきたいと

思います。

同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字旭台258番地16。氏名、木内彰。生年月日、昭和42年3月31日生まれの42歳であります。

木内彰さんは、峰友武さんが10月末日で任期満了に当たることから、後任として今回同意を求めるものであります。

峰友武さんにつきましては、本年の5月に中頓別・浜頓別町森林組合の組合長に就任をいたしまして、組合長として常勤でもあり、組合の経営に全力を傾注する決意であり、任期満了によって教育委員を辞任をしたいと申し出がありまして、その後任を今回提案するものでございます。

なお、木内彰さんは、獣医師として平成11年4月から有限会社なかとんべつ動物病院に勤務しており、家族としては奥さんと小学1年生、3年生、中学1年生の親であり、学校行事等にも積極的に協力されておりまして、子供の教育にも熱心であることから、適任者と考えておりますので、満場一致での同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 確認させていただきますけれども、木内さんは3名の児童がおられるということなので、保護者委員としての位置づけというふうにとらえていいのか、そのことをまず確認させていただきたい。

それから、委員数4名ということで、このままでいけば峰友さんにかわってということで4名は変わらないわけで、教育委員会の会議録を見てもかなり委員さんの中で定数に関しては協議をされているようです。それで、5名から4名にしたいきさつも配慮しつつも、やっぱり少ないよりは多いほうが教育委員会に一般の感覚を取り入れることができるだろうという大変な議論をされておりますので、今回は増員にはならないわけですが、その点についてどうお考えになっているのかお聞きしたい。

それから、3つ目は、委員さんのメンバーが変わるわけで、この5月に委員長互選を行っておりますけれども、委員のメンバーが変わることでまた再度委員長の互選を行うのか。私は、行うべきなのだろうというふうに思いますけれども、以上3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 今質問がありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の4項による委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならぬということの一つの方策として、今回保護者委員として位置づけをさせていただいて

おります。将来ともそういう形になるかどうかは別にして、今現在はそうであります。

また、教育委員の4名から5名の問題については、教育委員会でもいろいろ議論をされておりまして、私どももその議論の中身につきましては承知をしているところでございまして、今月の1日だったと思いますけれども、委員長さんと協議をさせていただきました。そういう中で今回新しい委員さんを同意をいただいて迎えることができれば、ことし、平成21年度、期間中この4人でやってみて、どうしてももう少し委員が増員をされた中でやるほうが教育効果が上がると、こういうような判断がされるのであれば、またお願いをしたいと、こういうような意見がございました。私も教育委員長の考え方に同意しておりますので、今現在は4名で教育委員会の協議をさせていただいた中で教育委員会が改めて5人体制にさせていただきたいという要請があれば、それにこたえていきたいと、こういうような考えを持っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 委員長の互選の関係でございまして、5月に委員長が決まりまして、任期が1年となっておりますので、改めてする考えはございません。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） これに関しては前にも質問したわけなのですが、ちょっと任期が果たして、当然みんな委員さんの交代というのは9月ですよ。それで、やはり委員さんがかわったときにもう一度委員長を選ぶということでなければ、新しく入られた委員さんの意思というのはそこで反映されないわけでしょう。ですから、私はメンバーがかわったときにやっぱりもう一度委員長を選ぶというのが本筋だというふうに思うのですけれども、そういうふうにはならないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 委員さんの意見反映は、すべて合議体でありますから、委員長はたまたま会議を主催、それから法的な部分についての代表する部分でありますから、委員さんはあくまでも皆平等であると考えております。そして、法律の中でも12条の中で任期は1年ということがうたわれている以上、やっぱり1年間の任期と考えます。

○議長（石神忠信君） 教育長、その選任規定とか任期とかというのははっきりした規定みたいのはないのでしょうか。

柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 今教育長が申しました、任期については1年ということになっております。それで、具体的に新しくなります木内委員さんの場合は11月1日からの任期でありますので、この間ちょっと時間がありますので、法律的な部分含めて調査しながら進めたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤委員、よろしいですか。

○6番（柳澤雅宏君） はい、わかりました。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより同意第1号について採決します。

この採決につきましては、起立によって行います。

同意第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石神忠信君) 全員起立です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時10分まで休憩にします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎一般質問

○議長(石神忠信君) 日程第10、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号2番、本多さん。

○2番(本多夕紀江君) 2点について質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、専門職の養成、養成費について。看護師、救急救命士等有資格者の確保、採用は、本町にとって容易なことではありません。そこで、有資格者を募集するだけでなく、資格、免許の取得を志す人たちに費用を助成されているわけですが、次の点について伺います。

1、看護師養成費用は条例に基づく支給ですが、救急救命士はどのような根拠に基づき費用を負担されているのでしょうか。消防の予算、決算については一部事務組合の議会で承認され、監査も受けておられるとのことですが、組合には町として多額の負担金を支出していることから伺うものです。資格、免許取得のための費用助成には町として共通のルール、規程等が必要と考えますが、いかがですか。

2点目、看護師の確保、採用では病院ばかりではなく法人経営の天北厚生園、長寿園にあっても厳しいものと思います。住民にとってかけがえのない3施設で働く看護師を施設ごとではなく町として募集、養成することが望ましいのではないのでしょうか。

3、介護職員について全国的に需要と供給のアンバランスが言われておりますが、高齢

化、介護度の重度化に対応できるよう介護福祉士の養成費助成を町としても行うべきと考えますが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の専門職の養成（費）について、（１）については総務課長、（２）については病院事務長、（３）については保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、第１点目のことについて私のほうから説明させていただきます。

町職員として採用する場合、有資格者であることを条件とする職種とそうでない職種とがあり、病院の看護師は有資格者であることが条件であることから、看護師の確保のため町では独自の助成、養成制度を整備しておりますが、消防職員につきましては有資格者でなくても職員となれますが、消防法の改正により救急出動時に救急救命士の資格を有する者及び救急隊の資格を有する者をもって救急隊を編成し、乗車させなければならないとの規定により救急救命士の配置が必要となったことから、町として消防職員数の関係から新規採用ではなく内部職員により資格取得をさせることとしたものであります。資格や免許取得のために費用助成を設ける場合とは、専門的な資格が必要な職種において極めて困難な場合を想定しており、一律にルール化することはなじまないものと考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） ２点目についてお答えをいたします。

本町において看護師資格を必要とする職場は、町国保病院、そして社会福祉法人として運営されている老人ホーム長寿園、知的障害者更生施設天北厚生園があります。いずれの施設も看護師の確保については苦慮しておりますが、特に給与等の待遇面で低いとされる介護、福祉施設においては本町に限らずその確保が難しいということは承知をしております。長寿園、厚生園の今後の看護師確保の見通しについて、保健福祉課と十分連携をとりながらその把握に努め、病院としても町として今後において何ができるのか検討してみたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） ３点目につきまして私からご説明をいたします。

介護福祉士は、専門知識及び技術を持って日常生活を営むのに支障がある者につき介護を行い、介護者に対し指導を行うこととされており、本町の事業所、社会福祉法人南宗谷福祉会では介護福祉士の採用や養成に努めており、基準をクリアしている状況にあることから、養成費の助成は考えてはおりません。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、養成費のことですけれども、事情の中身に違いはあってもその確保、採用の難しさが看護師、救命士ともに言えることではないでしょうか。制度や法律がつい最近変わって就職の時点で問われなかった資格、免許を働きながら取るという状況も同じではないかと考えます。診療報酬の改定で18年度以来、病院は大変な苦境に立たされています。職員として看護師免許を取るには、通信教育しか方法がないと思うのです。その養成費の助成というのは月2万円だけで、学費の不足分や実習の交通費もあとすべて自己負担です。それでも、資格を取った暁には最低3年は勤めるという条件つきです。一方救急救命士は、半年間の養成費、旅費が当初予算で21年度の場合約240万円計上されて、町の負担となるわけです。多少の事情、中身は違いがあるかもしれませんが、資格や免許は取得すればその人個人のものになるという点では同じだと思うのです。どちらも町にとって、住民にとってなくてはならない重要な役割を担う人たちですから、町が費用を助成して資格、免許を取っていただくことは、これは大変重要で、いいことだと思うのです。しかし、免許、資格が個人のものになるということを考えますと、やはり町として費用の負担、助成をすることには一律のルールというわけにはいかなくても何らかの規程というものは必要ではないでしょうか。長い間看護師不足も言われてきて、診療報酬の改定で余計それが厳しくなっている、看護師については。救命士についても新しい制度ですので、この後どうなるのかというのは見通しが今のところ私としてはよくわからないのですけれども、今後とも町のほうで費用助成、負担して救命士の資格を取ってもらうということがあるのかないのかもわかりません。ないかもしれないし、あるかもしれない。でも、その都度、その都度費用要るのでというふうにして出すのではなくて、何らかの規程というものが要るのではないかと思うのです。ほかのところでは、規程を設けている自治体もあるようです。

看護師への町としての助成、看護師の確保について、3施設に勤める看護師を町として養成すべきではないかという、そのことですけれども、病院としてではなく町としてどう対応していくのかをお聞きしたいと思っています。病院も長寿園も厚生園も町にとって、住民にとってなくてはならない施設です。どの施設も看護師の確保に苦労しているのですから、その養成、募集、採用に当たって町が何らかの方法で支援するということは考えられないでしょうか。

3点目は、介護福祉士についてですが、法人の努力もあってだと思います。今は、その基準をクリアしていると思います。しかし、最近介護福祉士を養成する専門学校がどこでも大幅な定員割れを起こしていると聞くのです。今後とも基準をクリアし続けることが果たしてできるのかどうか。もちろん法人との相談、話し合いの上で少人数でも計画的に町としても養成していくということに支援する必要はないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、ちょっと確認させていただきたいと思います。1点目

の質問は、消防において今後救急救命士の有資格者をつくる上で今までどおり同じような形で続けていくかどうかということの質問内容でよかったですでしょうか。

○2番（本多夕紀江君）　そうです。そうであるならば、規程が必要ではないか。

○議長（石神忠信君）　遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君）　町といたしましては、今までの救急救命士の有資格者の確保につきましては専門学校等への照会をしながら採用を試みてきましたけれども、なかなか町に募集をかけても応募してくれる方がいなかったということも踏まえた上で内部での有資格者の養成ということに努めてきました。しかしながら、現在は道内に救急救命士の資格を取れる専門学校が数校ありますので、今回来年度採用を行う上でもそういった学校への採用募集をかけてきて、今回応募していただいておりますので、今後も消防職員の採用がある場合にはそういったことを踏まえて対応していくということになるかというふうに思います。よって、今後内部での養成ということに関しては検討はされるとは思いますが、近々にやられるということはないかというふうには思います。

○議長（石神忠信君）　青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木　彰君）　看護師確保の関係ですけれども、町としてどうしていくのかと、病院も含めて看護師不足、確保が大変だという状況の中でというご質問だと思いますが、保健福祉課においても厚生園、それから長寿園等の実態については非常に厳しいという状況では把握をしてございますが、それに対して町として今現在どのように確保をしていくのかと、そういった法人と一緒にやっていくのかというあたりについてはまだ検討していないという状況でもありますので、今後病院とあわせて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君）　竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君）　現在特養のほうの介護福祉士につきましては、基準が6名に対して1名いればいいということで、それでいくと、基準でいくと大体10名という形になりますけれども、現在介護福祉士を持っている方が14名いらっしゃいます。そういうことから、基準は大幅に上回っているということから、今すぐどうのこうのという形にはなりませんけれども、今後の介護福祉士の状況を見きわめていきたいなということで考えております。

○議長（石神忠信君）　本多さん。

○2番（本多夕紀江君）　再々質問をさせていただきます。

長寿園、厚生園についても看護師の確保が大変厳しいということですので、病院とあわせて検討していきたいということですので、検討のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思えます。保健、医療、福祉の連携ということになるのではないかと思います。

質問ですけれども、町内の施設で働く職員を確保することは、これは住民サービスの向上につながることであって、施設だけの責任にすることなく、特に専門職の確保に当たって保健、医療、福祉連携しながら進めていただきたいと思います。高校卒業生の就職が今

なかなか厳しい状態で、社会経済の状況も大変厳しくなっています。子供を専門学校や大学に進学させるということは、大変なことだと思うのです。その点、専門職で町のほうで費用の助成を行って資格、免許取得後できれば町内の施設で働いていただく、そのような制度を設けるということは一面大切なことではないかなと思うのです。今すぐ制度を新しくつくりかえるとか変えるというふうにならなくても、せめて今ある制度を今まで以上に積極的にPRして、進学する人は費用の助成もありますよ、できれば中頓別で働いてくださいというようなことを、これから中学や高校卒業生の進路を決める時期になると思いますので、積極的にPRすることが大事ではないかと思えますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、基本的には町職員を採用する部分でなければ費用負担というのはなかなか難しいだろうと思います。ただ、それぞれの施設で町のほうにそういうような専門職の採用について協力をしてほしいということであれば、私どももその施設と一緒にあって専門学校等に行って職員の確保等に努力をするということにはやぶさかではありませんけれども、看護師または介護福祉士等に限定する部分だけではなく、町内にはいろんな企業があって資格を有する職員を多く抱えることによって経費等が上がっていかだとかいろんな問題もあると思います。しかしながら、そういうものを全部町が責任を持ってやるということは難しいだろうと思います。そういう意味では、費用負担等についてはなかなか難しいと思えますけれども、それ以外で町が協力できることがあれば協力をしていきたい、このように考えております。

○2番（本多夕紀江君） 3回終わりましたので。

○議長（石神忠信君） そうしたら、2問目お願いします。

○2番（本多夕紀江君） 2点目ですけれども、社会教育施設の利用料金をもっと安くということで質問いたしたいと思えます。

平成16年度に行財政改革の一環として町民センター等の料金が引き上げられましたが、財政効果はあったのでしょうか。集会場所、施設の少ない当町ですから、公共施設が住民にとって使い勝手のよいものになることを願って伺います。

1、町民センター、柔剣道場和室、創作活動施設の料金は、午前、午後、夜間の3種の設定で、特に前2施設は高過ぎます。せめて日中、夜間の2種にして1時間当たりの使用料設定に改められませんか。

2、減免の規定を見直す考えはありませんか。同じ町民で団体に所属しているかどうかで負担が大きく異なるものもあり、疑問です。

3、10割増しの規定、物品販売や入場料の徴収についても見直し、または明確さが必要ではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 社会教育施設の利用料金をもっと安くの質問については、教育次

長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 1点目でありますけれども、柔剣道場和室、創作活動施設の料金は町民センターの料金を参考として設定しております。町民センターでの個人使用は、葬儀等に限られておりますが、使用する目的によって使用時間に差があると思しますので、使用料金の区分について見直しも含めて検討してまいります。

2点目ですが、減免については中頓別町民センター管理規則で定めておりますが、名称が変わったり、解散している団体等もあることから、ご指摘のとおり見直しをしております。

3点目ですが、社会教育施設は営利を目的とした使用を極力避けていただくため、割り増し使用料金を設定しています。昭和53年の施設設置時からこの規定の見直しを行っていませんので、検討してまいりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

町民センターでの個人使用は葬儀等に限られておりますがということですが、使い勝手が悪いので、使う人がいないのではないのでしょうかと思います。

1点目ですが、柔剣道場や創作活動施設の減免は、条例上では公用及び公益上必要があるとき、または特別な事情、相当の理由があるときというふうになっています。この文言からしますと、これはめったなことでは減額や免除をしないというかなり厳しいものというふうに解釈していいのでしょうか、それとも町民センターの料金設定を参考にしているということですから、減免も町民センター同様に行っているということなのでしょうか。今現実的にはどういう対応がなされているのでしょうか。

2つ目ですけれども、10割増しの規定にある入場料の徴収には今条例上に書いていなくても基準のようなものがきちんとあるのかどうか。見直し、検討するということですが、お話を聞く講演会、団体の会合などで経費を賄うために会費や参加料を徴収したいという場合はよくあると思うのですけれども、そういうものも入場料に当たって10割増しになるのかどうか、その辺について見直しも控えてどういうふうに考えていらっしゃいますか。

3点目ですけれども、町民体育館の使用については数年前から有料になりました。生きがい活動や健康づくりに励む町民の方がたくさんいらっしゃるわけですが、その方々が日常的な活動の場として、町民センターや柔剣道場、創作活動施設を使う人は無料であったり、体育館を使う人は有料であるというのでは、体育館の決まりが後からできたとはいいながらも不公平な感じがするのです。どちらも無料にするというわけにはいかないのでしょうか。体育館の有料化を決めたときに町民センターの減免規定も見直せばよかったのではないかと思いますけれども、今となってとれる方法というのはどちらも無料にするしかないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 柔剣道場、それから創作活動施設の減免の規定ですが、規則の中には具体的に町民センターのような形で定められておりません。実際今運用しているのは、町民センターの管理規則を参考として減額、免除を行っているところであります。

それから、2点目の10割増しの基準についてですが、10割増しの基準については条例に書かれているとおりでありまして、町民センターの条例の中の第6条の使用の許可の部分で第1項第4号に使用の予定人員及び会費、入場料、その他これに類する金銭徴収の有無という形と、それから別表の料金表の中に物品の販売及び入場料を徴するときは使用料の10割増し、町外は20割増しと、この基準に基づきまして今まで10割増し料金、20割増し料金を取ってきております。参加料もこの中に入っておりますので、参加料も取った場合については10割増しということで徴収しております。

それから、3点目の町民体育館と町民センター等の利用者の免除規定が、体育館には規定としてはあるのですが、実際利用している体育、スポーツ関係者については料金を支払っている。仮にその方が町民センターを使ったら無料になっていくという、こういう矛盾点があるのではないかとということで、どちらも無料にするわけにいかないかということでもありますけれども、まず施設の設置条例をつくった時点でもご説明があったかと思いますが、ここの部分については無料にするということにはかなり検討しなければ無理があらうかと思ひますし、町民センターの減免措置で100%免除が実際にどうなのかという議論もやはりするべきかなということで、その辺も含めて再度見直しを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

検討、見直しを行うということですので、来年4月、新年度からの適用となるような見直し、改善に期待をしたいと思ひます。いろいろ経過はありますけれども、各施設ばらばらの条例、規定ではなく整合性のとれたものにしてもらいたいと思ひます。いろいろな立場や状況の町民がいらっしゃるので、不公平感の持たれるようなものにならないようお願いしたいと思ひます。

行財政改革でいろんな使用料の引き上げが決まったわけですがけれども、社会教育施設から上がる収入が町財政を左右するほどのものとも思ひません。そこで、料金はできるだけ安く、無料はさっき難しいというお話はあったのですがけれども、できるだけ安く、または無料にして、全員ではないにしても無料にしてたくさんの町民の人たちに生きがい活動とか健康づくりに大いに役立ててもらうことが大切ではないかと思ひます。施設があっても使われなければ意味がないと思ひます。その点について無料は難しい、でも100%免除はどうなのかというさっきお答えがありましたけれども、その使われ方について基本的な考え方として無料にして、安くしてどんどん使ってもらったほうがいいのか、いや、ほどほどでもいいから料金はなるべく取りたいという、どちらのお考えなのかちょっと伺

ってみたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 先ほども最初にご指摘がありましたように、使い勝手が悪いからというようなこともありました。今もできるだけ皆さんに使ってもらわなければ意味がないということもございます。そして、検討、見直しの時期も新年度からということもございましたけれども、これらにつきましては非常に難しい問題だと考えております。それで、現状を十分に検証いたしまして、そして使われている利用団体の方々、それから受益者負担ということもございますので、そういったことを公平にするためにも町民の意見を聞きながら、時間をかけながらどのような方向がいいのか検討をしていきたいと考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 済みません。4月からと言われましたけれども、できるだけ早くやりたいけれども、4月までにできるかどうか、それはここでお約束はできませんけれども、できるだけ早くそういったことを検討してまいりたいと思います。

○2番（本多夕紀江君） それでは、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、3点について質問いたします。

1点目ですが、エゾシカの食害と駆除対策について伺いたいと思います。まず、1つは、エゾシカ食害の実態調査は行われているのかどうかというところでございます。2つ目には、農業者から駆除の要望を私は聞いていますが、町として要望を把握しているのでしょうか。また、現状の駆除対策で十分と考えているのでしょうか。この2点まず伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員のエゾシカの食害と駆除対策について、産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村産業建設課長。

○産業建設課長（奥村文男君） まず、1点目についてご答弁申し上げます。今まで町としてエゾシカ食害における農林業被害の具体的な実態調査は行っておりません。今回宗谷支庁において管内のエゾシカ被害状況について調査を行っているところでございますが、調査の内容につきましては農業被害量調査として牧草地に4平方メートルの区画に囲いをしてエゾシカが侵入できない箇所を設け、さらにそのままの牧草地との生育状況を比較する調査を町内で実施をしているところでございます。また、被害の分布を把握するために、各農家、森林組合及び森林管理署を対象にアンケート調査の実施と効率的な捕獲方法の検討として囲いわなの試験設置を町内にしております。この調査により、具体的な被害の状

況及び実態等が把握できるものと思っております。

2点目ですが、エゾシカの駆除要望につきましては、各農家よりハンターの方へ駆除依頼される場合と町に駆除要望があった場合については、ハンターの方々に駆除の願いをするなどの対応をとっておりますが、町として駆除の要望の把握はしておりません。既に町内全域で牧草地に出没する状況でもあり、平成20年度からは町内全域での広域捕獲を行っており、ハンターの方々に協力をいただきながら駆除に取り組んでおりますが、十分な駆除対策とは考えておりません。今後宗谷支庁で実施している実態調査の結果等を踏まえまして、さらに駆除対策に取り組んでいく考えでおります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的に、それではまず伺いたいのは、今まで相当農家の方や、それからそうでない方からの声として、シカが随分多くなったなということ、それからシカが常に牧場で草を食べていることを見聞きしてもう何年になるでしょう。10年以上ではないですか。それで、調査していなかったということの理由は何なのでしょう。町がそれだけの危機感も持たない、農業者からの声もなかったからそういう態度になったのか、その辺がまず聞きたいのが第1点。

それと、ことしの実績がどうなっているのかということも私先月聞いているので、わからないのだけれども、ことしの目標が150頭と聞いております。それに対して私が聞いた時点では二十数頭だという話だったのですが、現況ではどうなのか、それから今後の見通しではどうなのか、またこれからどういう働きかけをしてその駆除の目標頭数に対応しようとしているのか、その辺をまず伺いたいと思います。

さて、それとエゾシカの関係では実態調査を今やっているの、その結果を踏まえてさらに駆除対策に取り組むと。確かにそういうことだろうと思うのですが、今の駆除対策が十分とは思われないという、十分と思っていない理由どこなのでしょう。ハンターの数だとか、ハンターとのコミュニケーションだとか、それから報償金だとか、輸送費だとか決まっているのですけれども、そういった点の不十分さ、どこを感じているのか、その辺伺いたいと思っております。

ちなみに、私が聞いた範囲では、当町は報償費1頭2,500円ですけれども、近隣町村では1万円を超えているという話も聞きました。その辺把握しているのでしょうか。ひとつお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 奥村産業建設課長。

○産業建設課長（奥村文男君） まず、1点目の調査をしていなかった理由ということでございますが、シカの生息状況調査につきましては毎年ライトセンサスということで1年に3日間調査のコースを決めまして実態の調査をしてきているところでございます。これにつきましては、平成6年から毎年実施をしてきておりまして、シカの生息の状況につきましては調査をしてきているところでございます。それに基づきまして各猟友会さん、あるいはハンターの方々に捕獲の願いをして対応してきたという状況でございます。

今年度の状況でございますが、現在8月末で30頭の捕獲をしていただいているところでございます。今後の対応といたしましては、有害駆除の期間が9月30日まででございますので、さらに延長をいたしまして有害駆除の各ハンターさんをお願いをして一頭でも多く捕獲の協力をさせていただくことで予定をしております。今後の見通しということでございますが、先ほど議員も言われましたとおり、今年度の目標については150頭の個体調整で予定をしておりますが、現状としては大変厳しい状況でございますが、ハンターさんの協力をいただきながら一頭でも多く捕獲していただくように対応してまいりたいというふうに考えております。

もう一点目ですが、十分と思っていないというのはどういう部分でかということでございますが、年々ハンターの皆さんの年齢も高齢化している状況、あるいはハンターの資格を持っている人が減っている状況もありまして、なかなか捕獲の数の増加につながるのが難しい状況でございます。その中でハンターの皆さんについては極力協力をいただいておりますが、そういう部分も含めてどういう形でその中で一頭でも多く捕獲をできるかということでの部分が大きな問題ではないかというふうに考えておりまして、そういう部分での検討も今後していかなければならないなというふうに考えております。

シカの報償費の関係につきましては、平成20年度で私どものほうで調査した宗谷管内の捕獲につきましては、他の町村につきましてはハンターあるいは猟友会に対する委託料ということで、その中にシカも含め有害鳥獣の捕獲に対する費用も含めた中でそれぞれ予算を組んでいるところがほとんどの町村でございますが、中頓別につきましては委託料と別にシカあるいはクマ等の有害駆除をした場合に1頭についてシカであれば平成20年度については2,000円、21年度から500円引き上げさせていただきまして2,500円で今捕獲をお願いしているという状況でございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 大変詳しい答弁ありがとうございました。

そこで、どうして実績上がらないのか調べたことありますか。そこなのです、問題は。それと、何で農業者でない私がこういった質問をするか、これがちょっとおかしいので、農業者から私に何とかしてくれと言ってくるのだけれども、おまえ、そんなのだったらたくさん農業者関係の議員いるのだからそこへ行けと言ったら、いや、そこへ行くのもいいし、だれでも言ったっていいのじゃないかというから、そう言われればそうだなと思って私が代表している形で聞いているのだけれども、本当のところ、では農家から、そういう被害を受けている方から町なり、それからハンターのところに要望が行っているかと突きとめたら、行っていないのです。町にも行っていない、ハンターのところにも行っていないのです。これ私猟友会に行き調べてみました。猟友会としては、そういう要望があれば、例えば町に来て町から言われたら出ますよと、こうやって言っているのです。でも、現実に私たちのところには来ていませんと。今これ基本的にあなた方ちょっと考えておいてくだ

さい。シカに対するハンターというのは、言うなれば趣味なりそういったことでやるのだから、それに対して金なんか余り考えないだろうというのが一般的な考え方だと思ったと思うのです。私もそう思っていました。彼ら鉄砲持って好きでシカ撃ったとかと喜んで肉とって食べているのだろうぐらいに思っていたのだけれども、彼らの意見は今そんなことでやる人はだれもいないということです。結局は、有害獣として要請があったときに対応するために、確かに猟友会として1人3万円でしたか、もらっています。そういう対応はします。ですから、きのう、おととい、この何日間か上頓別にクマが出たといって彼らは何人もして毎日通っているけれども、それは一銭も、とらないから報償費なんか出ませんよね。でも、それは基本的な有害鳥獣の報償費、手当というか、そういった面で猟友会がいただいているから、私どもがそのことについて文句言っ出て出ないとかなんとかはありませんというふうなことも言っていましたけれども、問題はシカをとったときの残滓処理の問題なのです。これが例えばその柳澤さんなら柳澤さんの畑にシカが出るから頼むよと行って、行って、撃って、とった。私、農業者から聞いた、そんなのでもいいかと言ったら、いや、とるとやっぱり若干は来なくなるのだと、大事な時期に来ないでくれるということがすごく大事なのだという言い方もしていました。そうすると、そのとったときの処置なのです。あとの残滓処理を農業者の方が町がもし重機でやってくれるというのであれば、非常にやりやすいと、それは。だから、山の中なんかではとらないそうです、今。もうどうしようもないから、山の中ではとらないのだそうです。畑へ出てきたやつを言われればとるか、それも1名の方が十数頭とっていますよね、今30頭と言ったけれども。その人は、一生懸命頑張ってやってくれているということですがけれども、あの方々はほとんどとっていないということなのです。その辺でいくと、シカの要望を持ちながら言っていない農家にも責任ありますけれども、それを聞くシステムをちゃんと考えてあげてください。それと、ハンターの方がとった後の処置を、何とか残滓処理をしやすいように、ハンターの方に無理がかからないように、2,500円であなた、あれ1頭掘って、山の中で掘ったり、とった畑のところで掘ってやるばかいない、逆に言うと。そんなことで十分とはとても言えないと思うので、私はあえて言っているのです。

それと、輸送料の3,000円、これ1頭とって豊富まで車で燃料費使って持っていってお金を払わなければならない状況があるのだそうです、撃ち方によっては。それから、血の流し方によってはお金を取られるのだそうです。そんなときにだれが持っていかと。これも現実的でない。これも直してもらわなければならないと思ひまして、私がこの被害のことを言っているのは、農業者の意見が気軽にハンターや町に届くようなシステムを考えなければならないということが1つ。それをちゃんとしてくださいというのが1つ。もう一つは、もう少しこの報償体系をきちっと考えてやらないと、制度としてはある、要領としてはあるといっても動かないよということを言いたかったのです。この2点についてお答えいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村産業建設課長。

○産業建設課長（奥村文男君） まず、1点目の残滓処理の問題でございますが、残滓処理につきましては基本的には捕獲した後移動できないものについては捕獲現場で埋設しなければならないという前提がありまして、議員も言われましたとおり、その埋設処理については大変ハンターの皆さんも苦慮しているという状況でございます。これにつきましては、今後どのような対応が可能かも含めまして検討していかなければならないというふうに考えております。

それと、輸送料ですが、これにつきましては株式会社サロベツベニソンというところでシカの食肉用の原料として受け入れをしていただいておりますが、当然食肉用として受け入れるからにはそれなりの品質を確保されたものでなければ受け入れできないということございまして、それぞれ受け入れについてはランクづけをされておりまして、上位ランクの部分につきましては一定程度の料金を引き取っていただけるということでございますが、着弾の部分につきましては引き受けできないというものもございまして、それについては持ち帰っていただくか、あるいは料金を払ってベニソンで処理をしていただくという状況でございます。ただ、輸送費につきましては、現在3,000円を交付をしております。豊富までの燃料費の部分でいくと、決して少ない金額ではないのかなというふうに考えておりますが、先ほど言われましたとおり、受け入れの部分につきましてはかなり品質のいいものでなければ受け入れできないという状況につきましては実態でございまして、平成20年度におきまして中頓別で捕獲したシカをベニソンに持っていっている方が13頭の受け入れをしていただいているという状況でございます。

○議長（石神忠信君） 農業者との情報をうまくとり合っているかという質問があったのですけれども。

○産業建設課長（奥村文男君） 農業者との情報の関係につきましては、年度初めに各ハンターさんが有害駆除を行いますので、協力をいただきたいということで全農家に対してお願いの文書等、協力の要請をしながら行ってきております。農家さんの中でもシカの被害が多くて猟友会の方をお願いしている方、中にはいらっしゃいます。町のほうにも直接被害がひどいので駆除してくれという話ではないのですけれども、シカの出没が多いのでということでの話につきましては聞いておりまして、町におきましてもそれにつきましては猟友会の方にこういうことで被害というか、出没が多いので、駆除のお願いをしたいということでの対応はしてきておりますが、まだその辺のきちとしたルールというか、周知はされていないのかなというふうに考えております。いずれにしましても、限られたハンターの中での駆除をしていただいておりますので、ハンターさんにもさらなる協力をお願いしながら駆除に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私から補足をいたしますけれども、きのうの日刊宗谷にも宗谷支庁で試験捕獲をするのだよと。これは、今東海林議員が言ったように、ここ数年、十数年来だと思っておりますけれども、宗谷管内にもシカがふえてきていると、そういうようなことで

農業被害または森林被害が出るのでなかろうかなと、こういうようなおそれがあるという
ようなことで国の制度を活用した対策として今調査をしているわけでありまして、私ども
中頓別町1町でその対策をやろうとしてもこれはなかなか無理があるだろうと思います。
中頓別町で鉄砲を撃てばほかの町村にどんどん入っていく、ほかの町村が一生懸命駆除を
始めると中頓別町のほうにも入ってくると、こういうようなこともありますから、宗谷管
内として宗谷支庁が中心になりながらこの駆除対策についてやはり一つの方向性を持って
もらわなければならないだろうと思います。そういう意味では、ことしだと思いますけれ
ども、猿払村、浜頓別町、中頓別町、南宗谷の関係でシカの駆除対策担当者会議が行われ
ております。そういう意味で、今後はやはり支庁等にも強力に働きかけていながら、宗
谷管内が一つになってエゾシカの駆除対策等に向かっていかなければ、この対策は1町村
だけでやっても効果は余り上がらないだろうと、このように思いますので、ご指摘のある
ようなことを踏まえて宗谷支庁にも働きかけていきたいと、このように考えているところ
でございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 3回質問しましたので、これは終わりにいたしますけれども、
私が言いたかったのは、要するに声なき声というか、農家のそういった要望をきちっと酌
み取って、それに対処してくれるという人がいるのだから、その課題だけを取り除いてや
れば一番行政として役割をやっているのではないかと思いますので、そのことともう一つは
これに農協が全く絡んでいないという話を聞いたのです。これも変だなというふうな疑問
を持っておりましたので、町がやはりその調整役として関係者との協議をこれから進めな
がら、農家の要望を聞いてやってあげたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。町職員の給与実態と身分保障について伺いたいと思
います。まず、1点目は、本町の職員給与は近隣町村と比較して相当な格差があります。こ
れ私資料も今持っておりますけれども、管理職等では100万前後の格差があります。こ
れは、主なところは勤勉手当がカットされているという部分なのですけれども、それにし
てもいろんな手当類を含めると考えられないぐらいの差があること、でもしかしこれは財
政健全化といったものの町長の意向に対して職員も協力した結果そういった形になったの
で、これはやむを得ないと。やむを得ないところはやむを得ないと思うのですけれども、
この是正を今後はどうするのか、この辺についてだけ伺いたいと思います。

2点目は、今年度の人事院勧告が出ました。月例給で0.22%、期末、勤勉手当等で
0.35を引き下げるとい人事院勧告ですが、これは人事院勧告ですから、基本的には
今の労働基本権の問題でいくと私は守るべきだということでもあります。ただ、気になるの
は、一昨年、人事院勧告、若年層の給与引き上げだったわけですが、これが議会で否決さ
れているわけです。これは、残念といえば残念なのですけれども、政権も交代されて民主
党頑張ってくれるだろうと思いますし、そういった面では労働条件の改善も今までの政府
とは違った観点で考えてくれていると思うのです。そういったことからすると、ことしの

人勸の引き下げをする、それはそれでどうするのかというその前に、一たんはやっぱり19年度での若年層の人勸見送りを回復せざるを得ないのでないか、そうしないとバランスがとれないのではないかと、こういうふうに思うのですが、この人勸対応ことしどうするのかということ伺いたいと思います。

次は、臨時職員として長く雇用されている男性職員がおります。これは、世帯を持った世帯主ですが、実にもう20年を超えているような状況なのです。22年ぐらいになるのでしょうか。こういった方が1人ではなく数名いるということの現実があります。この人たちの長年の努力やプライドも含めて今後の身分保障をするためには、正職員化させてやるということも大事なことだろうと。今後まだまだ長く働いていただく人ですから、この辺をどう町長は考えているのか伺いたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（石神忠信君） 時間の調整の関係上、ここで11時20分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 町職員の給与実態と身分保障について、私からお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、今後の今までの給与減額に対する是正についての考えでありますけれども、今現在平成17年度から職員の協力をいただきまして給与の一部を削減をして財政再建の取り組みを進めてまいりました。この間私どもは一定の成果があったと、こういう認識をしております、今後財政状況等を勘案しながら是正に向けた検討をしてみたい、このように思っているところでございます。

また、2点目の人事院勧告への対応の関係でありますけれども、私が申すまでもなく人事院の勧告につきましては公務員の労働基本権の代表として制度化されている制度でありまして、勧告の実施については今までどおり国や道の指導に基づいて対応したい、このように考えております。

また、3点目の身分保障の関係でありますけれども、私は定員管理の中で職員の配置等を総合的に勘案してご指摘のような職員について前向きに正職員化を検討してみたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 1問目の質問でくっつけたように思ったので、答えがなかったのですけれども、まず1点目ですけれども、この是正に検討していきたいということでは

よつと確認させていただきますと、勤勉手当について職員との、組合とというのですか、その辺職員との協議で3年経過でしたか、4年経過で平成22年度にはこれを戻すという、期限が切れるということで22年度からは是正措置がされるのかと思いますが、この年度については確認できますでしょうか。その辺伺いたいと思います。

それと、人事院勧告については、当然のように労働基本権としての権利ですから、人勧は速やかに国、道に見習ってやるべきだと私も思います。その前にその前提となった19年度の若年層の昇給の凍結ではないのですけれども、給与引き上げをしておりませんが、これの是正をしないと今回の引き下げのバランスがうまくとれないのではないかと、こう思いますので、その辺を伺いたいと思います。

それから、臨時職員の正職員化、これは町長もいろいろ定員管理で苦勞していると思いますけれども、はっきり言うと思わないぐらいの大量の退職希望もあったという、こういった現実も踏まえると従来から随分頑張ってきて、20年以上も頑張ってきて臨時職員としてほかの、変な話だけれども、一般の職員と何ら変わらない仕事ぶりをしている人たちのプライドの問題だと思うのです。これは、町長初め皆さんもその身になってみてあげてください。そういう意味では、ぜひここでは前向きに検討してみたいと思っておりますので、これに期待いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目については、答弁は必要ありません。1、2点についてお願ひいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 削減の関係でありますけれども、平成22年度まで、平成17年から5年間ということで期限つきで勤勉手当等々について削減を組合と協議をしながら同意をしていただいて、今取り組んでいる最中ではございました。きょうの新聞も出まっております、町の財政状況、言えばほかの町村と比べると本当に大変な状況ということであります。私は、基本的には今現在削減をしている勤勉手当等については今よりも是正をしたいと、こういうようなことを今考えております。それは、私は基本的にはもう一年、平成22年度いっぱいまで早期健全化団体として指定をされると、そういう意味ではもう一年延期をしたいと、そういう考え方も持っておりますし、今まで削減した割合の率ももう少し削減を是正をすると、こういうような基本的な考え方を今持っております。そういう中で今後詰めていきたいなと思っておりますし、また人事院の勧告の問題については、給与については今回の勧告を実施をすることによって19年度の人事院勧告については網羅されるだろうと。また、手当、扶養手当だとか勤勉手当等については、その分の復元も含めて検討した中で総合的には、総体的には今までの削減、それから今回の人事院勧告、トータルにあわせて職員の給与の見直しを進めていきたいと、こういう考えでありますことをご理解をいただければなと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、3点目に移りますが、天北厚生園の改築見通しと財源でございます。

1つ目は、厚生園の改築は総合計画では平成24年以降とされています。劣悪な生活環境改善のためには、財源の見通しが立った段階で前倒して実施すべきではありませんか。

2つ目は、国の政権交代でさらに見通しが立てにくい状況になりましたが、地域活性化、公共投資の交付事業についてでございますが、これを当て込むというようなことにできれば改築の財源となり得るのではないかとということでお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 天北厚生園改築の見通しと財源について、保健福祉課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 天北厚生園の改築の見通しと財源についてということでご答弁させていただきます。

まず、1点目につきましては、消防法施行令で平成24年3月31日までに社会福祉施設にスプリンクラーを設置しなければならないことになったことから、本事業にあわせて平成23年度に天北厚生園の改築を行う計画で現在検討委員会を立ち上げ、検討するための準備を進めているところでございます。

2点目の地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の経済対策に対応して行う国交省所管公共事業の直轄事業、それから法律補助事業、予算補助事業の地方負担額に対する交付金であって、天北厚生園施設整備につきましては対象とされないと考えられます。現在天北厚生園の施設整備につきましては、社会福祉施設等施設整備費事業を考え、準備を進めているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、1点目について伺いますが、これでいうとスプリンクラーを設置しなければならないので、1年前倒しと伺いますか、そういったことでやってもらえるそうだとということで、これは一年でも早くという考え方からすれば、ぜひお願いしたいと、こういうふうに思っておりますが、天北厚生園の改築についてはこれまでも議会で随分何人かの方からも早期にやるべきでないか、しかし財源が一番問題だなと、こういうふうに言っております。現在検討委員会を立ち上げ、検討するための準備を進めておりますと。検討委員会なるものの実態がどういうものなのか、またはこの事業主体が町なのか、または法人になるのかも含めてですが、そのかわりと関連いたしますが、議会対応はどんなふうになるのか、その辺伺いたいと思います。

それと、2点目のことでもあります。公共投資臨時交付金について、私は手元にまず資料としていただいております。これは持っているのです。この内容から伺いますと、用途は実施計画に掲載された以下の事業の地方分担に充当、建設地方債対象事業に限ると言っているのですが、地方単独事業、国庫補助事業という形であります。ここで括弧書きに言っている建設地方債対象事業というところが問題なのかなと。ただ、これ今お話しした国

交省のものに限るとかいうものは、全く私どものいただいた資料にはないのです。それ後で出た資料なのでしょうか。その辺がちょっと疑問に思って、公共投資臨時交付金の内容についてちょっと私は手元資料不足だなと思わざるを得ないので、その辺についてもう少し詳しくお知らせいただきたいことと、なぜ私は公共投資臨時交付金を当て込めないのかと言うのは、基本的には今実質公債費比率が高まる中で単なる国の補助等でやるとどうしても公債費、地方債発行しなければならないだろうと。それをなるべく抑える、または小さくしておさめるためにはこの公共投資の臨時交付金が一番その辺はなじむかと、こう考えたからなのですけれども、その辺が使えないとかと今さら言われても困ってしまうなど思って、国交省といえば道路だ何だというような話にばかりになってしまうのだろうなど。その辺の資料がちょっと手元になかったものですから、思ったので、なぜ対象外となるのかということも含めて、対象とならないと考えられますというのは、対象とならないとは言っていないので、ならないと考えられますというちょっと微妙な言い回しなのだけれども、対象と絶対ならないのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、1点目の検討委員会の関係でございますけれども、事務レベルの会議は数回行ってきております。それで、社会福祉法人南宗谷福祉会の天北厚生園が事業主体となるわけでございますけれども、そういうことで工事等に対しての部分も今後検討しなければならないということから、そういう組織をつくっての今後どういう形をつくっていったらいいかということでの検討委員会を立ち上げてはどうかということで現在検討しているところでございます。

あと、議会対応はどのようになるのかということでございますけれども、議会に対してはある程度の形が見えてきてから議会に報告をし、そして意見をいただくという形になるのかなということで考えております。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 地域活性化・公共投資臨時交付金の該当の有無について、私のほうで担当しておりますので、お答えしたいと思います。まずまだ今現在でこの公共投資臨時交付金に関しての要綱というものが示されておられません。ただ、その中で言われているのは、国における経済対策で実施した公共事業に関して地方が負担する負担総額の9割程度をこの交付金として交付しますというような概要についてのみということであります。それで、実際に事業を実施する場合に地方単独事業も該当するというふうになっていきますので、基本的には単独でこの施設を整備するという点についても対象になるものとは思われるのですが、根本的にこの公共投資臨時交付金の算定そのものが、これはあくまでも非公式な党段階からのこうなるのではないかという点ではあるのですけれども、国において実施した制度化した補助金事業、先ほど言ったように、法律補助や予算補助を含めた対象となる補助金メニューというのが一覧として示されておまして、これらの事業を実施して地方に負担が生じた場合その負担の9割分を市町村に、あるいは

都道府県に交付するというような仕組みになっていまして、その交付された金額をもって地方単独事業を実施することが可能になるというようなフレームになっています。そうすると、問題はそもそもその交付金対象となる補助事業に町がどれだけ取り組んでいるかということでありまして、今現在申し上げますと、学校ICTの補助事業、これは経済危機対策のほうの補助と一体で実施しておりますけれども、この分の町費負担の9割というのは該当になるのかなと思われましてけれども、それ以外には対象事業がないということになります。ただ、もともとの中では地方単独事業も対象ということなので、この辺の最終的な算定の仕組みがどうなるかというのがまだわからないということであって、断定的には申し上げられないのですけれども、今申し上げましたように、対象となる補助事業そのものに取り組んでいるのが1件ぐらいしか現在ないという状況から考えると、本町に対してこの交付金が交付される金額というのはかなり限られるのではないかとということでありまして、そうすると厚生園の移転改築に想定される事業費を賄う規模の交付を見込むのは大変厳しいというように判断しているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問になりますが、1点だけ伺います。

いろいろな意味で政権が交代したことにおいてこれらが凍結されるおそれもありますし、先行き不安定な状況ではあります。しかし、これ初めに出た時点では金額的にいったら今までの交付金で一番大きかったはずですよ、予測したのは、2億以上だということ。それが今になって学校ICTですか、これだけしか該当ないと言われてもちょっとこれではそんな情報全然知らぬぞという話になるのだよね。私どもとしては、これを凍結されたら大変だなと。やっぱりこれを機にこの交付金をいかに活用して地域活性化を図るべく物と考えようと心構えていたはずのものが、前の政府の考え方でもそんな程度ということであれば、まるっきり公約違反もいいところだなと言わざるを得ないので、この辺町長、今後の処理の仕方はどういうことになるのでしょうか。私すごく期待していたのです、私個人かもしれないけれども。皆さんだって、やっぱり地域のためになるのであればという期待感があったと思うのです。これを凍結して別ないい方向で政権交代した政府が使ってもらおうということ自体も、またこれはこれで考えられるいいことなのですからけれども、今地方が困っているためにつくった制度だと思うのですが、これが全く期待とは違う状況が今示された、初めてわかったのですけれども、この辺町長どうお考えになっていんでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私もこの地域活性化・公共投資臨時交付金については、考え方は天北厚生園の改築に何とか充てたいと、こういうようなことでいろいろと情報がない中で東京へ行った場合については北海道東京事務所に行って副所長、ちょっと知り合いなものですから、そこに行っているいろいろ情報収集してきましたけれども、なかなか細部にわたっての情報が提供されない、こういうようなことでいらいらしていたわけでもありますけれども、最終的には今私どもが把握している情報では、地方の全くの単独事業についてはこの

公共投資臨時交付金については該当しないと、こういうような方向性になっておりまして、今現在は天北厚生園の改築に対してこの交付金を当て込むことはまず100%難しいのではないだろうかなと、こういうような気もしておりますし、そういう方向でないかと、こういうようなことでもあります。また、北海道もなかなかこの公共投資の臨時交付金の概要について示さないのです。それで、恐らくどこの町村も単独事業で初めはこの公共投資の交付金を当て込んで何かやりたいなと、こういうような気持ちを持っていたと思いますけれども、今は恐らくほとんどあきらめムードの状態でなかろうかなと思います。しかしながら、私どもも天北厚生園の改築をしなければならぬので、今担当のほうから話がありましたとおり、23年に向けていろんな準備をしていくと。今現在大体5億ちょっとお金がかかるだろうと、こういうことで天北厚生園の施設長から私言われておりまして、いろんな補助金を差引くと3億台の一般財源が必要になってくると、そういうような今状況であります。そういう意味でことし、来年と町のできるだけ経費を節減をしながら、少しでも天北厚生園の改築のために残せるものであれば財源を残して23年度に向けて努力をしてまいりたいと、こういうような気持ちを持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） これにて東海林さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号3番、議席番号7番、藤田さん。

○7番（藤田首健君） 私は、1点について今回質問したいと思います。町職員の減少に伴う業務、組織体制の見直しについてということで伺いたいと思います。

今年度中に自己都合、あるいは定年退職を含めて9名の職員が退職されると伺っています。一方、来年度採用者は2名と伺っており、町職員が定員管理計画を上回るペースで減少していると思います。このままでは行政機能の低下が危惧されますが、限られた人数、人材の中で行政を執行するためには今後業務の見直しが避けて通れないと考えます。少子高齢化に伴い子供の数は減少し、逆にお年寄りの数は確実にふえています。高齢者福祉や保健部門の充実こそが住民ニーズ、必要性にこたえるべき行政の責務だと思えます。少子化の影響を受けるこども館や政策的な部署であるまちづくり推進課の業務や人員体制を見直し、住民が真に充実を望む生活に不可欠な行政部門に手厚く人材や公費を投入すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 藤田議員の町職員の減少に伴う業務、組織体制の見直しについて

お答えをいたします。

本町は、過去に発行した町債の償還金が増加する中で町税は減少し、一番の収入源である地方交付税は国の三位一体改革で20%以上も削減されるなど、財政の危機的な状態に至り、この財政状況を乗り切るためにこれまで町民を初め議会、職員の協力をいただき、行財政運営計画を基本に財政の健全化を最重要課題と位置づけ、あらゆる改革に取り組んでまいりました。そのような中で職員の退職による不補充等による人件費の削減もやむを得なかったものと考えており、これからも行政運営の基本である最少の経費で最大の効果を上げることとよりよい行政サービスを今以上に町民に提供するために、職員の配置や組織の見直し等が必要かどうかを検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 丁寧に答弁していただいたのですけれども、私の真意が伝わっていないようなので、繰り返しになりますが、あえて申し上げたいと思います。私が言いたいのは、1番目にやはり業務そのものを見直す必要があるのではないかということであり、その意味で子供の数が減っているこども館やまちづくり推進課の名前を挙げたということをご理解願いたいと思います。子供の数が減れば、異年齢別保育に踏み出さなければならぬということになると、職員の業務量も配置も大きく変わってくるだろうというふうに思うのであります。また、まちづくり推進課においてはいろいろやっておりますけれども、例えば地元学、これはいつまで続けるおつもりなのか。さきに予算づけがされて環境基本条例にもその名称が使われておりますが、これが果たして住民生活に必要な業務なのか。町民は、行政が行うべき仕事として理解できないのではないかというふうに考えます。職員の数の縮小だけが最少の経費となるのではなくて、業務そのものを見直すことが先にありきと考えますが、この辺について町長のお考えを伺いたいと思います。

また、第2には、ベテラン職員の退職が行政機能に影響しないかということが大変心配されるのでありまして、職員の仕事は条例によって決められているわけですが、紙に書かれたものだけではなくてその人の人格や能力、経験が加わり増幅されていると思います。頻発している議案の誤りもそうですが、やはり担当職員の能力あるいは知識、経験が足りないので、起こっているのだというふうに考えるところであります。1人のベテラン職員がやめて、その方が行ってきた仕事が100%引き継がれるとは考えにくいと。やはり引き継がれないもの、あるいは前任者の能力、経験に左右されるものもあると思うのであります。定員管理計画に沿って退職者の不補充を進めることは、やむを得ないというふうに思いますが、性能の落ちない行政、きちんと走り続ける行政のために職員というエンジンをしっかり整備することが必要だというふうに思いますが、ベテラン職員と若い職員が一緒になって行う研修会や、あるいは勉強会を日ごろから行っておくことが大変重要ではないかというふうに思いますが、この点について町長のお考えを伺いたいというふうに思っています。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 職員が減っていく中で藤田議員につきましてはそれぞれの職員の業務量がふえていくのではないかと、こういうような心配をされているわけでありましてけれども、業務の見直しについては、これはいつ何どきであっても随時見直しをしていかなければならない、こういうような考え方は、これはもう指摘をされたいとありまして、私どもも十分認識をしているところでございます。ただ、こども館の問題につきましては、来年度の子供の数が今の時点で明確ではない時点でこれを表題に出す、表題というか、答弁に出すということについては差し控えておりますけれども、しかしながら今の職員数がそのまま将来的にこういくと、そういう保証はないと、こういうような認識を持っておりますし、またまちづくり推進課だけでなくそれぞれの課においてやはり業務の見直しをしながら効率的な業務運営をしていくと、これはもう基本でありますから、それぞれの課についても課長会議等で業務の再点検をするように指示をしてまいりたいと、このように思います。

また、行政機能の問題につきましては、私どもも職員は町民の財産である、そういう面からして研修に力を入れてきたわけでありましてけれども、町民のいわば財産を使って研修をするわけでありまして、その研修の成果を十分発揮できるような、そういうような体制をつくっていかないとはいえないと思います。また、議案等の過ち等についても指摘をされましたけれども、それぞれの所属の長としてはチェック機能を働かす、これがやっぱり必要でないかなと思います。そういう意味では、これから私どももそれぞれ所属長のチェック機能を十分働かした中で点検をする、こういう使命もあるのだと、そういう意味合いも込めて私も先頭に立ってチェック機能を働かせていながら、町民の方々に迷惑のかからない行政運営をしていく、こういう決意を新たにきょうご報告申し上げて、ご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） そのようにひとつよろしくお願ひしたいということで、わかりました。

再々質問ということで、このことを1点だけ聞いておきたいなというふうに思いましたので、あえて伺いますが、職員の採用についてであります。来年採用する2名については、高校または大学の新卒者を考えているのか、または少なくともいろいろと社会的経験なりつけている方、これには先ほども話にありましたような嘱託職員も含むわけですが、そういうような方々を考えているのか、その辺をちょっと伺いたいというふうに思ったわけですが、いずれにせよ、採用試験合格者でなければ正式な職員というふうにはならないわけでありまして、受験をするチャンスと申しますか、そういった部分ではやはり公平にあるべきであるということでありまして、広範囲にわたって募集なりなんなりかけて希望者を募って、その中で採用試験をしっかりとやらせてもらうということですが、それが基本になるといふふうに思います。

それから、あえて申し上げておきますと、地方公務員法第22条第6項で臨時的任用は正式任用に際していかなる優先権をも与えるものではないというふうにして明示されております。これは、そういった意味では何十年勤めたからといって、きちっとした職員になるためにはそれなりの試験を受けて合格してその実力を明示してもらわなければならぬというようなことでありますので、そういった部分でしっかり採用していただきたいなというふうに思います。その辺について町長のお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 来年度採用する予定の2名につきましては、町村会のほうに採用予定人員を報告しておりまして、それぞれいろんな情報の中で職員を中頓別町が2名を採用するよという手続を行っておりますので、この2名につきましては町村会の試験に合格をして、そして中頓別町の面接に合格をした2名を採用すると、基本的にはこういう考え方でおります。今の時点で2名合格するかどうかわかりませんが、そういうことを基本に行っていると。ただ、我々は、地方公務員法の中で条件つき任用だとか臨時的任用の制限をいろいろされておりますけれども、それを100%もしか生かしていくとしたら、臨時職員も何も利用することはできなくなりますので、全部正職員にしないとならない、そういうこともあります。そういう面で私どもが一般職員として採用する場合については、町民の人たちに疑問の持たれないような形で採用をしていくというのが基本でありますから、そういうことをご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） これにて藤田さんの一般質問は終了しました。

引き続きまして、受け付け番号4番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、教育行政の地方分権についてお伺いしたいと思います。

さきの総選挙で政権交代が確実となり、民主党政権が誕生することになりました。少なくとも次の総選挙までは同党の政権公約、マニフェストが国政の方針であり、それによって地方の政策も大きな影響を受けることになると思います。この政権公約のもとになった同党の政策集では、教育行政制度の抜本的な改革が提示されています。例えば1点目として、現行の教育委員会制度は抜本的に見直し、自治体の長が責任を持って教育行政を行う。2つ目、学校運営は保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家などから構成される学校理事会による自主的な運営を基本とする。3点目は、学習指導要領を大綱化し、学習内容、学校運営を現場の判断で決定できるようにする。4点目、中央教育委員会を設置し、国の役割を基準行政に純化する。これらは、主立った点として拾わせていただいたものでございます。これらの政権公約によって教育行政の地方分権が進み、地方の教育が地方に任せられ、自由度が飛躍的に高まることになると考えられます。教育長の身分は言うに及ばず、教育委員会の設置の有無から自治体が自主的に判断して決めていくことになり、間もなく訪れるであろう教育行政の地方分権に備えて今から検討を進めるべきと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の教育行政の地方分権について、私からお答えをさせていただきたいと思います。

民主党の政策集の中に日本国教育基本案というのがありまして、教育行政の抜本的な改革が示されておりますので、これからは政府による教育行政の地方分権に対する動向や、または情報収集を進めながらこの問題について対応してまいりたい、このように思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 再質問の前にちょっと確認させていただきたいのですけれども、私は今申し上げたとおりこれらの大幅な改革が行われるので、今から検討すべきだというふうに思って質問させていただいたので、そこで答弁では動向、情報収集を進めるということの答弁でありまして、これら大きい点については今から先ほども言ったように進めるべきではないかというふうに思いますが、まずその点ちょっと再度確認させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） はっきり今ここで、まず民主党が与党になった政権がきょう誕生する、そういう意味からすると、民主党が主体となった政権与党ができ上がらない前に私からそのマニフェストに出ている政策集に基づいて準備をしていくということはなかなかお答え難しいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、再質問になるかどうか、日本国教育基本案、その中で先ほども申し上げましたとおり中央教育委員会を設置すると。ここで言われているのは、1つには教育の機会均等、それから教育に関する財政、予算の責任、それから教職員の確保というようなところで、こういうところに限定して、ほかの権限は最終的に地方公共団体が行使できるようにするということがうたわれています。先ほども申し上げたとおり、教育が自治体の長が責任を持つようにおおよそなるのかなと。確かに今町長が言われたとおり、きょう正式に、ニュースを見ていないので、わかりませんが、決まったのかなという予測で、それは正式には確定は現段階ではしていなかったと、この質問書を書いたときもまだしていないわけで、ただ見通しとしては民主党が政権をとるということはもうだれが見ても明らかなことなので、おおよそこういう政策が変わると、私は大変な転換になるのだろうと、教育行政に関して。そうすると、今までは教育委員会というものがあって、道教委というものがあって、それから文科省というものがあって、対等、対等といいながらも上位からの意見を聞いてそのとおり言うことを聞いてきたという流れ、それはもう歴然としてやっぱりあるわけで、特に教育委員会なんていうのはどこもここももう形骸化しているよとずっと言われているわけで、民主党としてもそこにメスを入れようとするのだと思うのです。そうすると、首長がやっぱり責任を持って教育に当たるよということにな

ると、私はそれぞれの自治体でこれに対応していくということは大変なエネルギーが要ら
らう。そうすると、やっぱり時間がかかるのでないかなというふうに私はちょっと危惧
するのです。どういうふうに対応されるか、その時点で。ただ、役場庁舎内で検討委員会
をつくって、そこで草案をつくって、町民の意見を聞いてなんていう従来型のことをやっ
ていたら、これいつになったらできるのよという、私はそういう話になるのかなと。です
から、まだ町長としては言えないということ的前提に置きながらも、ではもしこういう政
策が出されたとき町長はどう判断するのか。例えば教育委員会の設置の有無もその自治体
に任せるよといったときに、では中頓別はどう判断するのか。そこら辺は、町長として架
空ではなかなか言いづらいのかもしれないけれども、そこら辺を十分検討する余地ある
と判断されるのか、今までどおり教育委員会を設置していくのだというふうに、それが一
番いいのだと思うのか。その点についてこういうふうに変ったときに町長としては、い
わゆる国から言われるからやるということではなくて、全部地方自治体に任せますよと、
自主的にやってくださいということなので、そこの基本的な考え方だけでも私は町長の考
えとしてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 中頓別町を預かっている町長としてお答えをするのがいいのか、
野呂個人としてお答えをするのがいいのか、ちょっと難しい判断をしなければならないの
かなと思いますけれども、この日本国教育基本法の案については教育の責任の明確化とい
うのが1項目ありまして、これも当然ご承知だと思いますけれども、国の責任と市町村の
役割を明確にした教育制度を構築しますと、こうなっているわけでありますから、国の責
任でどこら辺までの範囲が教育に携わるのか、それから市町村の役割とは何なのかと、こ
れが明確になった時点でその役割に基づいて町長としては物事を執行していかないとなら
ないだろうと思います。そういう意味では、今の質問に対してこれはこうだ、これはこう
だとなかなか具体的な話というか、お答えはできませんけれども、しかしながら地方が、
市町村がそれぞれの判断に基づいて物事をやっていけるということになれば、それはその
町村で十分、町長だけの問題ではなく、教育関係者やいろんな人たちの意見を聞きながら
判断をせざるを得ないだろうと。それが方向として中頓別の教育の水準を向上させたり、
または子供たちの発達または生涯教育のためにいい方向につながっていくと、そういう多
くの関係者の皆さん方の意見を聞いた中で町長として判断をして今のような国の統一され
た方向性ではない、また中頓別の特色を生かした教育行政を執行していくと、こういう形
になろうかなと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 町長が今の段階で答弁するのもなかなか難しいというのは、私も
十分理解はできます。今町長が言われたように、中頓別町独自のものをもってつくってい
くと、示されたときにそういうふうにしていきたいという。私は、もう一步入ったときに、
民主党がこの中身を、内容をどういう形にするかということにもかかわってくるのですけ

れども、従来ですと今までの政策、政治で一般的に言われるのは日本国均一化した政策で、我々地方にいる者は大変苦慮するところがあります。南は沖縄から北は北海道、南国の土地から、それから半年は雪の中で暮らすところ、それから大都市と地方、これも人口密度によってがらっと生活の環境というのは全然違います。それで、私はある程度早目に手をかけていったほうがいいのではないかなと言うのは、中頓別は中頓別独自の政策、教育方針というのを早く持っているべきだろうと。例えば民主党がこら辺の政策を具体的に出したときに、これでは地方では合わない、そういう意見を言うていくためには、政策が出されてからということも必要ですけども、地域で考えなさいというのだから、地域で考えたよと。そうすると、民主党の政策ではとてもではないけれども、地域の教育にはならないよというようなところの場を設けるということも私は必要なのではないかなと思うのです。これが示された内容で検討するということになると、やっぱり上意下達の流れにまたなってしまうのかなと。時にはこれは地方に合わない、そういうものを政府、国に申し上げるためにも少し地域の教育というのはどうあるべきかというのを検討すべきではないかなというふうに思いますけれども、もう一度その点、独自性を持つならこの教育に合わせることなく中頓別は中頓別の教育方針というのを決めるべきだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 答弁がなかなか難しく、民主党が与党となって政治が主導する行政をすると、こういうようなことで官僚主導から政治主導と、こう変わるよと、こういうようなことでありますから、少なくとも国会においてこのような教育基本法なりの見直し提案された時点でそういうものの検討に着手しても私は遅くはないだろうと思います。少なくとも法律が国会に提出をされて、それが議決をされて、それが公布をされて執行されるというまでについては、大きな問題になればなるほど大きな時間帯が必要だろうと思いますので、このような小さな町でそのものを十分受けて見直しをするということについても時間的な余裕は私はあるのではないかなと、このように思いますし、言えばマニフェストどおりいくのかどうなのかということも私はまだ確定的では今現在ないだろうと思いますので、柳澤議員の質問を十分受けて、私どもも国会にこういう法案が提出をされるというような情報収集をしながら中頓別町として考えていきたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） わかりました。これらは、私たちも幾度かこういう動向が出てくるにつれてまた再度町長あたりに質問する機会もふえるのかなと思いますので、積極的に我々も取り組んでいきたいというふうに思いますので、以後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2点目について、学力テスト結果の公表についてお伺ひしたいと思います。文部科学省が4月に行った3回目の全国学力・学習状況調査について、同省は8月27日、

都道府県別の結果を公表しました。また、道教委は、14支庁管内別の結果の傾向を公表する方針であります。情報公開を県政の柱に据える鳥取県では、7日、市町村別と学校別データを開示しています。県レベルによる一括開示を文科省は批判しておりますが、その一方で市町村や学校のデータに関して説明責任を負うのは市町村や学校自身であると、初等中等教育局参事の話であります。そして各自治体の自主的判断を尊重しております。本町においても児童生徒個人のプライバシーの保護には十分配慮しつつも、結果の傾向やそこにあらわれた課題への対応、対策等を公表することが保護者、地域住民とともに進める学校運営となると考えておりますが、このことに対し教育委員長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 学力テスト結果の公表についてでありますけれども、石井委員長さんのほうから答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 石井教育委員長。

○教育委員長（石井英正君） こんにちは。私がお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査につきましては、国の定めた実施要領を前提として調査に参加、協力したものであり、当教育委員会としても実施要領に基づいて行うという基本的な考えにより公表はしないと決定したところであります。なお、学校が自校の結果を公表するについては、それぞれの学校の判断にゆだねるものとします。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ちょっとこの答弁も私の質問とは何かかみ合わないというか、実施要領に基づいて行う、それが基本的な考えだから公表しない、この公表しない理由がその考え方に基づくのはいいのだけれども、では実施要領の何に照らし合わせて公表しないというのか、せめてそれぐらいは答えてほしい。

それから、傾向ぐらい公表したらどうだと、そして一番問題なのは、課題の対応、対策、そういうものに対して、ではどうするのかという答えがないので、そこら辺やっぱり再度答弁していただかないと再質問はしかねるので、まずそこら辺ちょっとお答えいただけませんか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 実施要領の関係でございますが、前回は申し上げたように、調査結果の取り扱いに関する考え方でございますが、これについてはみずからの教育及び教育施策の改善、それから児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげるという大きな目標があります。そして、今言われました具体的な中身がわからないということでございますが、都道府県の教育委員会、これにあつては区域内の市町村及び学校の状況によって個々の市町村名、学校名を明らかにした公表を行わないとされております。ただ、個々の市町村名、学校名が明らかとならない方法で公表することは可能ということが都道府県の

教育委員会の公表の仕方でございます。そして、市町村教育委員会におきましては、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果の公表については今ご指摘のとおりそれぞれの判断にゆだねております。ただし、ただし書きがございまして、区域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないと定められております。当町のような場合でございますと、各校1校ずつしかないこの状況の中では学校名が明らかに特定されるということで公表しないというものでございます。

それと、あわせて対策についてでございますが、対策については各学校等でも行ってございますが、分析結果について小学校、中学校では学校改善プランなりゴールドプランということで計画を立てまして、それぞれの学習能力を上げるための工夫等を行っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 私は、今の答弁が根本的に間違っているのではないかなというふうに思います。それで、この実施要綱の目的というのは、教育施策の成果と課題を把握すること、それを改善していくのだ、それから教育指導や学校状況の改善に役立てるのだ、そのために学力テストを行うのですよということですよ。そして、ここの中には教科に関する調査と、それから質問紙調査というも行っていますよね。これは、児童生徒対象に学習意欲、学習方法、学習環境、こういうものについて質問紙調査でしなさいと。こういうものというのは、その地域の教育環境のあり方をおおよそ明らかにできるのかなと。それで、今教育長が言った個々の学校名を明らかにしない、特定されないように配慮しなさいというのは、その町村に何校かの学校があった場合のことを私はいうのだと思います。例えば中頓別に4校、5校という学校があった場合に、ではどこの地域の学校のレベルはどうだとか、あの西にある学校のレベルは高いとか、そういう地域間で競争化する可能性があるから特定するようなのは少し慎重にしなさいということだと私は思うのです。私は、それも何のために慎重にするのか、その意味もわからないけれども、西の学校が低かったら低いなりの理由があるだろう、東の学校が高いなら高いなりの理由があるだろう、それを公にして分析するからこれをやる意味があるので、西の学校が低いというのが特定されるから公表するのではないなんていうのは、私はもってのほかだと。中頓別の場合は1校しかないで、どこかとどこかを比べることなんかないでしょう。そうしたら、私は別に中頓別という町の学校が特定されても、これは中頓別の学校のレベルですよということで何の問題もないと思う。例えば学校が特定されて一番困るのどれですか。試験を受けた児童困りますか。それから、保護者困りますか。だれが困るの。だれが困るから公表しないの。そこが私にはわからない。

それから、学校で行動プランをつくるのだ、それは現場として行動プランをつくってやることは大いに結構です。そういうふうに進めてもらわなければなりませんけれども、それがどういうふうに進められるかというのは保護者がわからないでしょう。地域の人たち

もわからないでしょう。それで、さっき言われたように、保護者や地域住民と学校運営を、さっきの民主党のマニフェストにもありましたけれども、これからはそうしていかなければならなくなるわけでしょう。そうすると、教育委員会だけが知っている、先生だけが知っている、改革は先生たちがプランつくってやるからいいのだと。それを公表することが何でそんなに問題になるかわからない。私は、さっき言うように、特定されるなら避けなさいということは、その地域間の競争に発展する可能性があるから、それは慎重にいなさい。公表してはならないとも言っていないわけでしょう。まず、その点についてもう一度お聞きいたします。その点についてどうお考えですか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 何点か言われたので、全部答えられるかわかりませんが、まず先ほども言いましたように、調査に実施要領を前提に参加したものでございます。それとあわせて、先ほども言いましたけれども、実施要領の中の公表するに当たってというところに、私の説明不足かもしれませんが、あくまでも学校名が判別するようなことは、区域内と確かに書いてあります。その奥には、俗に言う学校選択制だとかいろんな問題等があって、学校を比較するのはよくないとかということもございましょうけれども、実際にこの要綱の中で言われている学校が特定されないようにということに重点を置いてやったつもりであります。

それとあわせて、今確かにここにありますように、こういう問題の試験と、それから質問用紙、生徒に質問する用紙と、それから学校の質問用紙と3種類ございます。試験問題についても私ちょっとやってみたのですけれども、なかなか難しいものでした、余談でございませぬけれども。その中でいろんな問題、それから質問用紙等々を多面的な分析を行いながら、こういう部分でテストの低い人は質問要項の中で家庭学習が例えば1時間しかやっていない人が多かったとか、いろんな調査をした上で、それを検証してどうするかということを考えると。それらが先ほど言われた学校プラン、いろんなプランだとかそういうのに反映されて、保護者を通じながら協力を得て子供たちの改善に向けてやっていくというのが実態でございませぬ。

そして、さらに言わせていただきますと、学力テストにおきまして、いろんなプランを立てながら授業における取り組みだとか、それから授業以外の取り組み、それから家庭と地域住民との連携やら協力だとかといったことについてもいろいろと計画を立てながらやっていくと。そして、またなお教育委員会においても教育委員会の役割として何点かいろいろ考えられるところがございませぬけれども、学校訪問による支援だとか、それから職員というのですか、加配の部分の職員を配置するだとか、いろんな部分での応援、それから研修、研究活動の支援だとか、そういった面でいろいろな部分で支援をしていかなければならないという部分があります。それらみんなが合わさって、子供たちの学力向上に向けて取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 今休憩中ですが、町村間での競争があるからというの考えられないことはないかなと。ただ、逆にその何が悪い、私はそう思います。逆に、学力が低いことをわからないで保護者がずっとそこの学校に子供たちを通わせているとしたら、それはその子供にとっても不幸だし、保護者にとっても私は不幸なことなのかなと。それは、保護者の自由でしょう。それぐらい考えないと、学校教育変えていけないでしょう。もしか中頓別が低いとするならば、そうならないようにレベルを上げる努力をする、だからこういうプランを立ててこうやって改善していきますよ、それを示す、そのことでほかの町村に流出する者を防ぐ、それは学校としてもレベルが上がるだろうし、私は双方いいことではないかなと。何でそういうことを恐れるのだろうというほうが私はちょっと問題があるというふうに思います。私は、少なくとも傾向ぐらいは示さないと、そしてやった結果として当町の子供たちはトータルで何点だったなんて言う必要はないから、少なくとも数学でいえばどの分野に関しては中頓別は低い、だけれどもこういう分野に関しては管内でも高いほうですよ、それぐらい説明したってだれも保護者はほかの学校へ移すなんて言わないと思うのだ。その傾向ぐらい言いなさいということだ。中頓別の平均点が何ぼであって宗谷管内の何番目ですよなんて、そこまで言わなくてもいいから、少なくとも宗谷管内の上にあります、こういう分野においては宗谷管内のトップクラスです、あるいはこういう分野においては若干宗谷管内の平均を下回ります、それぐらい示さなかったら保護者は何の判断材料もないということです。先ほども言ったように、それを一番嫌っているのはどこですかということです。

それから、対策等について前回もお聞きしましたけれども、学校でその対策をつくっているの、学校にお任せしていますということだったよね。教育委員会独自で考えたのだけれども、学校は学校で考えたので、教育委員会の考えは伝えなかったと、前はそういう答弁だったと思います。では、今回3回目なのです。今までの1回目、2回目、おおよそ問題になったところは、課題となったところはそちらで全部整理されているのでしょうか。それはどうなりましたか。よくなったのですか。変わらないのですか。悪くなったのですか。それもわからないわけでしょう。では、過去2回の学力テストで出されたであろう課題はどういうふうに変ったのか、せめてそれぐらいは公表してもいいのではないですか。

以上です。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 休憩時間中に言ったことで誤解されたら困るのですけれども、

今学校のレベルと言いましたけれども、あくまでもこの調査は学力の一部にすぎないということをご存じだと思いますけれども、これがすべてでないということがまず大前提でございませぬ。

そして、傾向ぐらいは教えてもいいのではないかとございませぬが、これについても文科省の公表するもの以外についてはだめだという実施要綱がございませぬ。実際にその中でも情報公開の部分もちょっと触れておきたいと思うのですが、情報公開の中で文科省はこれが一般的に公開されることによって序列化や過度の競争が生じるおそれがあり、参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなる、調査の遂行に支障を及ぼす、そういったおそれがあるため、行政機関の保有する情報公開に関する法律第5条6号の規定を根拠として不開示情報として取り扱うということになっております。当教育委員会においても、提供された資料結果のうち文科省が公表する内容を除く調査結果については、中頓別町情報公開条例第9条第4項で町の機関と国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、または取得した情報にあつて公開することにより国等との協力関係または信頼関係を著しく損なうと認められるものについては非公開情報であるという、そういった規定もありまして、これらも加味した上で公開しないということと判断したということもご理解いただきたいと思ひます。

それとあわせて、学校に対策をそのまま任せているということとございませぬが、決してそうではありません。私たちが独自に調査、分析をして、それを学校も学校で分析をして双方でやっているということで、それとあわせてまたそのチェックしたのをどう変わったのか検査していないとおっしゃいました。確かに19年度と20年度は不十分であり、比較はしておりませぬ。でも、21年度の結果についてはまだ分析中であり、今後どう変化があつたのかということとは十分にチェックをかけていきたいと思ひております。

○議長（石神忠信君） 3問終わりましたけれども。

○6番（柳澤雅宏君） 3回終わりましたので、ただ、一言、情報公開で国等の協力関係が壊れるから、では情報を公開している市町村はどうなのですかということとをまず考えていただきたい。ないわけではないでしょう。それは、とりもなおさず上意下達を守る考え方が基本にあるのだと思ひます。それから、議会で質問があれば公開するという町村もありました。議会で質問しなかつたら公開しないのかというふうには私は思つたのですけれども、まだこちらのほうがましだつたという気がいたします。なかなか情報公開を、かたくなだと私は言ひたいです。積極的な答えが得られなかつたのは残念だということで、質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 答弁は要りませぬね。

○6番（柳澤雅宏君） 要りませぬ。

○議長（石神忠信君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で2時5分まで休憩にいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号5番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今回は、大きな題で2問質問させてもらいましたので、よろしくお願いいたしたいと思います。

まず、第1点目は、財政の健全化についてでございます。本町は、自治体財政健全化法により、平成20年度決算において実質公債費比率が28.3%となり、前から言われておりますように、早期健全化団体となることが確実です。これにより、個別外部監査や財政健全化計画の策定を余儀なくされるわけですが、この計画には最短の計画期間が明記されることとなります。町長として、今のところ何年先をめどに健全化判断基準、要するに25%未満をクリアできるかどうかをお伺いしたいと思いますし、またけさほどの道新の1面にも出されておりましたけれども、隣の浜頓別町含め全道で6団体か7団体ぐらいが早期健全化団体になると報道されておりましたが、この財政悪化の主な原因と責任はどのように考えておられるでしょうか、お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員の財政の健全化について、私からお答えをいたします。

早期健全化団体からの脱却は、平成22年度の決算を一つの目標として現在努力をしているところであります。また、財政悪化の原因や責任についてでありますけれども、主な原因は、1つは町税等の一般財源の減少、2つ目は国による三位一体改革による大幅な地方交付税の減、さらに3つ目は過去に発行した町民の生活環境の向上対策として行った事業による町債の償還額の増加によるものと現在考えております。また、責任の問題でありますけれども、責任の問題は行政のトップである私に全責任があるものと思っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長の財政悪化の全責任は行政のトップである私にあるということですが、これは町長提案を議決したという点では議会議員にも責任があると私個人は思っております。例えば一例を申し上げますと、町民の生活環境向上対策で下水道整備事業をやったこともあるかと思います。そのときは私は議員もやっていませんでしたし、野呂町長もそのときは町長ではなかったのではないかと思っております。そのときいろんな整備の一つとってもそれしか方法がなかったのか、要するに将来の人口の減少や管理コストなどを十分に考え検討しないまま議決してきたものと私も思っておりますし、それが一つの原因でもあったのでなからうかと思ひます。また、健全化法自体、要するに第2の夕張を出さないよ

うにとの名目で見せしめ法のようなところもあり、国の地方管理を強化している面は否めないとは思っております。過去にもっともっと選択の余地がなかったのかなど。あれば、本町の財政もここまでひどくならなかったのではなかろうかと思えます。標準財政規模の小さな町は、数値が大きくなりがちという点であり、健全化法の算定方式も私は問題があるのでなかろうかと思っております。ただ、法はそこまで来ておるわけで、一刻も早い健全化団体からの脱出を求められていると思っております。今答弁でもありましたけれども、22年度の決算が一つの目標とのことでしたが、健全化法の数値はクリアしたとしても、次に起債に必要となる18%未満ですか、そういう目標が控えていると思えます。公債費負担適正化計画の計画期間終了時年度、要するに27年度です。27年度に定める実質公債費比率が14.7%と想定されていますが、この数値の達成も町長いわく早まることになる見通しかお伺いします。

また、今後この比率数値を確保するために、町民に対して行政サービスの低下や各種の手数料等々の値上げなど、町税も含めてそういう考えもないのか、今のままでいくのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 初めに、平成11年度から下水道が供用開始しましたけれども、下水道しか選択肢がなかったのかどうなのかというご質問でございましたけれども、私は当時下水道をスタートした時点では産業課長だったと思いますので、余りこの分野にタッチしておりませんでしてわかりませんでしたけれども、町長になってから下水道会計に対する一般会計からの繰り入れ等々を考えたときに、選択肢としては下水道のほかにももう一つは合併浄化槽の9割助成をするという方法もあったのではなかろうかなという気はしますけれども、しかし当時はやはりそれぞれの人たちが知恵を出し合った中で下水道を進めようと、こういう判断をされたのではなかろうかなと、このように思います。

最終的な問題というか質問については、実質公債費比率14.7%を目標に今努力をしておりますけれども、何といたっても標準財政規模、これを決めるのはやはり普通交付税等々の額が大きな要因を占めるわけでありますから、平成27年度まで交付税がどう推移をするのかというのはなかなか読めない。当然22年度についても読めないわけですけれども、しかしながら私どもはやはり今の公債費負担適正化計画を上回るような形で何とか財政の健全化を図っていく必要があるだろうと、こういうようなことで平成24年まで本来かかる計画であったものを2年ほど短縮をして健全化に向ける状況をつくり上げて今現在努力をしていると、こういうことでございまして、何とか早期健全化団体からの脱却は平成22年度、また今の実質公債費比率の適正化計画を一年でも二年でも早まるような、そういうような事業運営をしていきながら、町民の皆さん方に負担をできるだけかけない、こういうような方向性を持っていきたいなと、このように考えております。しかしながら、これから人口も減ったり、世帯数も減ったりするわけでもありますけれども、そういう面で下水道の使用料の見直し、または国保財政なり介護保険の保険料の見直し

等々は、今現在必ず27年まで受益者負担として値上げをしないと、こういうようなことは断言できないのではないかと、このように思います。しかしながら、そういう面においても最小の値上げでとどめるような努力を今後もしてまいりたいと、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問をさせていただきますけれども、今町長がお答えになりましたように、今後27年まで各種行政サービス並びに手数料等々もその時代に合わせて考えていくということですが、今後とも一層の行政改革の努力が求められるということです。国政がこれから民主党政権にかわり、来年度の交付税の動向、あるいは一括交付金などという、そういうものが創設された場合、先ほどの実質公債費比率が高くなる不安が残るわけなのです。そこで、町長は新政権後の地方財政の見通し、本町の財政への影響をどのように考えておられるか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 最後の質問、大変現時点では難しい質問でありまして、率直な答弁としてお答えできるかどうかわかりませんが、一括交付金等についてもどういふぐあいに配分をするのか、配分基準等が示されておられません。それから、一括交付金の原資になる今の補助制度のどういふものをやめて一括交付金に持っていくのかもわかりません。そういう意味では、今後民主党が政権与党としてこの一括交付金をどのように制度化していくのか、これは国と地方との連携会議等々も設置をされるような話も聞いておりますから、そういう中で十分詰められていくものでなかろうかなと思います。また、今概算要求、国のほうがそれぞれの省庁から収集というか、概算要求を集めて今現在まとめている最中でありまして、これも民主党がどういふ予算の組み方をするか、これもまだまだ不透明でありますので、できるだけ地方分権に沿った制度、または地方分権に沿って今現在も事務量は6割が地方、4割が国、そして財源は地方が4割、国が6割と、こういうような基準をぜひこの地方分権の中で見直しをしていただいて、地方が元気になれば国も元気になると、基本的な考え方に沿ってそれぞれの市町村に交付税等交付をしていただければ、何とか地方も頑張るのでなかろうかなと思います。答弁になるかどうかわかりませんが、そういうものを期待をしているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々質問を終わりますけれども、野呂町長は管内の町村会のトップということで民主党政権のもと何らかの形でお願いに行くなり、そのような積極的な行動をとってもらえればなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、2点目についてお伺いします。2点目、国民健康保険病院の運営についてでございます。国民健康保険病院は、住民の生命と健康を守るためなくてはならない施設と考えていますが、経営状況は極めて厳しいものがあります。平成20年度決算では、一般会計から約1億5,500万円もの繰り出しを行い、実質赤字を補てんしていますが、こ

のまま負担が膨らめば町の財政そのものが破綻する可能性も否定できません。中でも本業である医業収入が減っており、その分人件費の割合が年々大きくなっています。今年度の経営も昨年度に増して厳しいと考えますが、このまま病院会計の赤字が膨らんでも一般会計から繰り出しを続けていくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 国保病院の運営について、私からお答えをいたします。

国民健康保険病院は、地域住民にとってはなくてはならない施設であり、存続は町の最優先事業の一つであると考えております。特に本町は、少子高齢化が急速に進み、さらには高齢者の入所する施設である特別養護老人ホーム長寿園や知的障害者更生施設天北厚生園の各施設の定員を確保するためにも入院機能を有する病院が必要であると、このように考えております。また、当町のような不採算地区では、民間病院が進出するような環境にもなく、町民がこの地域で安心して暮らすことができるよう、医療、保健、福祉の連携を図りながら収入確保対策や経常経費の削減に努力をし、少しでも一般会計からの繰り出しを抑制するように努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長から答弁ございましたけれども、私は幾らまでなら一般会計から負担に耐えられるのか、要するに持ち出しができるのかということを知りたいわけなのです。その点もお願いしたいと思いますし、それにあわせて一般会計の財政の見通しを求められると思うが、具体的に数字があるならば伺いたいと思います。

町長が言いましたように、本町のような不採算地域にある公立病院は国、要するに全道にも相当数があると思います。こういうことも民主党政権に対して診療報酬制度の見直しや医師、看護師の補充対策を積極的に訴えていくべきと考えますが、町長はこのことについてどのように考えておられますか、伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず初めに、一般会計からの繰り出しの最大限どのぐらいの額まで耐えられるのか、こういうようなご質問ございました。平成20年度一般会計からルール分も赤字分も不採算地区分も含めて総額繰り出したのが1億8,450万円であります。そのうち交付税等で措置をされたのが8,760万円、一般会計からの一般財源を利用したのが大体9,700万円であります、昨年度。本年度は、今の私どもの計算では、交付税が大体1億3,000万円ほど病院関係で来るだろうと見ています。そういう意味で昨年と同様に9,700万円の一般財源をそれにプラスするとしたら、2億2,700万円ほど繰り出す額として押さえれば、昨年と一般財源の繰り出しは同じことで、最大2億2,700万円まで私は出せるのでなかろうかなと、このように思います。細かくちょっとお話をさせていただきますけれども、昨年度の普通交付税で病院に措置された交付税は、端数は切りますけれども、2,560万円、ことし7月に普通交付税で積算された額は6,

770万円であります。特別交付税、昨年は6,200万円、ことしも不採算地区病院の1床当たり、去年は68万円だったものがことしは120万円になることが決定しておりますので、これを計算すると6,270万円ほど特別交付税で入る、こういうようなことで先ほど申しあげました約1億3,000万円程度交付税で措置されるだろうと、前年度から比較すると4,200万円ぐらい多くなるだろうと、こういうぐあいに見えておりました、先ほどの2億2,700万円ほどが最大出すとしても去年と同じぐらいな割合になるだろうと、こういう見込みをしております。ただ、今現在8月までの欠損金、本年度の欠損金、5カ月過ぎましたけれども、大体370万円ほど昨年よりも今の状況では悪い状況であります。そういう意味では、恐らくこのまんまの推移をしていくと、上限はありますけれども、1億5,000万から2,000万程度昨年よりも繰出金が多くなる可能性もあると。しかしながら、先ほど申しあげたとおり、交付税で4,000万強ふえますので、差っ引きをかけると昨年よりも病院に繰り出す部分としての一般財源の割合は少なくなるだろうと、こういうぐあいに見ているということでご承知おきをいただければと思います。

また、私ども北海道町村会、公立病院に係る財政措置の充実に関する要望を昨年の11月に北海道町村会としてやっておりまして、国のほうに、その結果等も踏まえてことしの公立病院に対する交付税に対する財政措置が見直しをされたらと、このように理解をしておりますし、またその中では医師の確保、看護師等の確保等も要望しておりますので、そういう面では今後とも国のほうに、当然これからは官僚よりも政治主導でありますから、それぞれの国会議員のほうにそういう旨の要請もしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、最後の質問でありますけれども、一般会計による財政状況でありますけれども、普通交付税、それから臨時財政対策債等々で今決定をしている額と、それから今予算計上している額との差額、留保財源、今現在2億5,000万ほど持っているということをご承知おきいただいて、答弁にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） ありがとうございます。本当に病院はこの地域にとってなくてはならないのはわかっておりますけれども、今後経費削減のためにも院長初めスタッフさん方のますますの努力をお願いして、質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第11、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部変更の協議の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部変更の協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部変更の協議について。

地方自治法第290条の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部を次のとおり変更する。

4ページをごらんいただきたいと思います。説明の趣旨であります。北海道町村議会
議員公務災害補償等組合から組合規約の一部変更について協議があったので、議決を求める
ものであります。

組合規約の一部変更を必要とする理由等については以下のとおりです。

組合の組織団体である湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、これに伴い
同じく組織団体の両湧別町学校給食組合が解散脱退することとなったため、今回の改正と
いうことであります。

では、2ページ、本文を朗読して提案といたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部を次のように改正する。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に
「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から
施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採
決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更の協議の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第2号 北海道市町村総合事務組合格約の一部変更の協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 北海道市町村総合事務組合格約の一部変更の協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第2号 北海道市町村総合事務組合格約の一部変更の協議について。

地方自治法第290条の規定により、北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

8ページ、説明の趣旨であります。北海道市町村総合事務組合から組合格約の一部変更について協議があったので、議決を求めるものであります。

組合格約の一部変更を必要とする理由等については以下のとおりです。

組合の組織団体である湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、これに伴い同じく組織団体の両湧別町学校給食組合が解散脱退することとなったためであります。

本文を朗読して提案といたします。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のように改正する。

別表第1 網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」に改め、市町村・一部組合及び広域連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

別表第2 第9項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加え、第10項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更の協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更の協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更の協議について。

地方自治法第290条の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のとおり変更する。

12ページ、説明の趣旨であります。組合同規約の一部変更を必要とする理由についてであります。組合の組織団体である湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、これに伴い同じく組織団体の両湧別町学校給食組合が解散脱退することになったためであります。

10ページ、本文を朗読して提案といたします。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町 湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表(網走)の項中「両湧別町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第14、議案第4号 中頓別町環境基本条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第4号 中頓別町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について、まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 議案第4号 中頓別町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町環境基本条例(平成21年条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本条例改正の趣旨につきましては、本年第2回定例会におきまして制定されました環境基本条例につきまして、議会から特に付された附帯意見の中で、とりわけ早期に見直しをすべきと指摘された事項といたしまして、生物多様性基本法に対応した内容及び環境審議会常設化と、この2点について改正を行いたいとするものであります。

本文でございますけれども、まず目次中「環境まちづくり町民委員会等(第39条一第41条)」を「環境審議会(第39条)」に改めるとするものであります。

第2条に次の一号を加える。

定義でありますけれども、生物の多様性ということで、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。

第3条に次の一号を加える。

第6号、生態系を構成しているあらゆる生物は、自然の中で共生していることを認識し、生物の多様性の保全を図るとともに、多様で良好な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されるまちづくりを推進します。

第4条に次の一号を加える。

第7号、生物の多様性の保全に配慮した、自然と共生するまちづくりを行うこと。

次に、第5条第3項中「環境まちづくり町民委員会等」を「環境審議会」に改める。

それと、第25条を次のとおり改める。

見出し（生物の多様性の保全のための措置）

第25条 町は、野生生物の種の保存とともに、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講じ、生物の多様性の保全が図られるよう努めなければなりません。

第6章、章名でありますけれども、「第6章 環境まちづくり町民委員会等」を「第6章 環境審議会」に改める。

第39条及び第40条を削り、第41条を第39条とし、同条を次のとおり改める。

（環境審議会）

第39条 町長は、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するため、中頓別町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

第2項、審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

第1号、環境基本計画に関すること。

第2号、前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的な事項。

第3項、審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができます。

第4項、審議会の委員は、10人以内とし、町長が任命します。

附則、この条例は、公布の日から施行します。

（何事か呼ぶ者あり）

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 大変申しわけございませんでした。2行目なのですけれども、環境基本条例、括弧の中が平成21年なのでありますが、年号を昭和というふうに誤記をしております。大変申しわけございませんが、ご訂正くださいますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ちょっと1点確認させていただきます。環境基本計画について審議会の調査審議の項目として挙げていますけれども、これはあくまで調査審議ですよ。審議会で環境基本計画をつくることに携わってもらうということではないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 環境基本計画は、町部局において策定するものということでありまして、環境審議会にご意見等をいただきながら町として策定することになると思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町環境基本条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第5号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第5号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

それでは、19ページをお開きください。改正の要旨につきましてご説明します。健康保険法施行令等の一部を改正する政令（厚生労働省令第139号）が、平成21年5月22日に公布されたことに伴う中頓別町国民健康保険条例改正の要旨は次のとおりでございます。

まず、出産育児一時金の改正についてということで、出産育児一時金の見直し等に伴い平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、国民健康保険から給付される出産育児一時金現行35万円を4万円引き上げて39万円とすることとしたものでございます。

それでは、17ページをお開きください。本文を朗読し、提案とさせていただきます。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

3項、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した

ときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定にかかわらず、「39万円」とする。

附則、この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） この条例にあわせてこの運営協議会を開催されているのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 運営協議会は、この関係では開催はしておりません。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） この制度自体が基本のベースを35万円というものが4万円引き上げるということで、これは39万円ということはあるのですが、ただいろんな資料の中に、この資料持っているのですけれども、誤解されたら困ると思うのは、平成21年10月1日から出産育児一時金が42万円に引き上げられますというのが大見出しで載っているのです。ご存じですか。これが産科医療補償制度の絡みでこういう表現になっていることもわかるのだけれども、誤解されるからこの仕組みをちょっとここで確認しておきたいのですが、あくまでも町が出すのは39万円で、42万円という形のもので町費から出るということにはならないのですね。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 今回の関係につきましてはあくまでも出産育児一時金、これにつきましては35万から39万ということで4万を引き上げるとのことと、あと先に3万円の上積みの部分がまた別にあります。ですから、今の41万ですか。

（「42万」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（竹内義博君） 42万ですか。42万に対しては、その両方足したものとということで42万という形になっております。ですけれども、今回のこの出産育児一時金につきましてはあくまでも39万というとらえ方でございます。

○3番（東海林繁幸君） それはわかっているのだ。だから、誤解のないような説明をしなければいかぬよということを言っているのだ。

○保健福祉課長（竹内義博君） それで、この関係につきましては町からの部分と、それから出産育児一時金につきましては国からの補助もでございます。そういうことで今回申しわけありませんけれども、ちょっとその部分が抜けていたということで差しかえをお願いしたわけでございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私から補足をいたしますけれども、今回の4万円のプラスにつきましては期限つきなのです。23年の3月31日まで、22年度いっぱいまでと。こうい

うことで本来でありますと42万円当たるとのようですと、こういうようなことを周知をしていきながら、なおかつ平成23年度からは38万円になると、こういう町民の周知を図っていきたいと、こういうようなことをご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算については、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託いたしました議案第6号については、会議規則第46条第1項の規定によって、本日中に審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、本日中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 4時24分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎時間の延長

○議長（石神忠信君） 本日の会議時間は、審議が長引いておりますので、あらかじめ会議の時間を延長いたします。

◎日程の変更

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第20、議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査の件を先に審議したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 日程第20、議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査について。

21ページ、提案理由であります。地方自治法第252条の41第1項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定により、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を実施する必要があるため、今回の提案となりました。

9月1日付の中頓別町監査委員から町にいただきました個別外部監査契約に基づく監査によることについての通知の中身によりまして、今回提案するものであります。

議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査について。

中頓別町財政の早期健全化（実質公債費比率の改善）について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

以上、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 個別外部監査契約に基づく監査の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時28分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎日程の追加

○議長（石神忠信君） ただいま町長から議案第11号 個別外部監査契約の締結の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

議案第11号 個別外部監査契約の締結の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 追加日程第1、議案第11号 個別外部監査契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 個別外部監査契約の締結について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第11号 個別外部監査契約の締結について。

本件につきましては、後ろに9月4日付にて中頓別町監査委員のほうから個別外部監査

契約締結についての意見をいただいているところでありまして、町長が提案する個別外部監査契約の締結については妥当との意見をいただいたところであります。

議案第11号 個別外部監査契約の締結について。

中頓別町財政の健全化（実質公債費比率の改善）について、下記のとおり個別外部監査契約を締結する。

記、1、契約の内容、当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告。

2、契約の期間、平成21年10月1日から平成21年12月31日まで。

3、契約の金額、198万円を上限とする額。

4、監査のテーマ、実質公債費比率に係る事務執行等に関する事項。

5、監査の相手方、旭川市曙1条6丁目1番5号、薄井タカ子。資格、税理士。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） これも先ほどから一応予算計上されて今決定するということですが、1点だけ指摘事項というか、そんな感じで申し上げておきたいと思うのは、今までいろいろと総務課長の説明も聞きながら、旭川市の薄井タカ子さんですか、資格、税理士ということですよ。そして、本当は監査委員、監査の本当の仕事はそちらのほうではないかと思うのですが、監査協会から税理士協会のほうへ委託をされたかどうか、いずれにしろ話によると初めてで大変緊張しておるとい話もありますし、果たしてこれでいいのかどうかという疑問が残るといことだけ伝えておきたい、そういう感じでおります。

○議長（石神忠信君） ちょっとよくその趣旨がわからないのですけれども。

○7番（藤田首健君） 税理士で本当にきちっとした監査ができるのかというか、そんな心配をちょっとしているところであります。だけれども、そういうことで浜頓別町とも一緒になってこの人を頼むというような流れでもあるということから、こういう形で本町も一緒にやっていくということですので、同意してきたということですのでけれども、そういったちょっと心配が残るといことを指摘しておきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 今回の外部監査の資格要件を要しているかどうかということを知っているのですか。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回の外部監査の件につきましては、公認会計士並びに税理士、弁護士等規定された資格を有する者が外部監査を行うということになっておりますので、この中で今回私どもとしては税理士であるこの薄井タカ子さんをお願いをするということであり、これについては公認会計士ではありませんけれども、今回の外部監査を行う上での要資格は有しているというふうに判断をしているところであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 何でもないことなのだけれども、税理士、薄井タカ子さん個人との契約になるみたいだけれども、この人は税理士事務所かどこかに所管しているとすれば、個人との契約になるのが妥当なのか、または事務所との契約になるのか、普通弁護士との契約であれば弁護士事務所代表との契約になって、実際に働くのはその中の弁護士がやるというような形が一般的なのだけれども、これでいくとあくまでも個人の税理士ということになるのですが、その辺の考え方を教えてください。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回の件につきましては、あくまでも薄井タカ子個人、税理士である薄井タカ子氏とうちが外部監査を締結するということになります。事務所としての代表者ではこの方もともとありませんので、薄井博・タカ子税理士事務所という所属はありますけれども、契約としては税理士である薄井タカ子さん個人とうちが契約するということになります。

○議長（石神忠信君） それは問題ないということだね。

（「ないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 個人としてやれるかどうかということ。

（「個人としかやれない」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 個人としかやれない。

（「自然人なんです」と呼ぶ者あり）

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 個別外部監査契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時38分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（石神忠信君） いきいきふるさと常任委員会に付託した議案審査が終了いたしました。

議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年9月16日第3回中頓別町議会定例会付託事件）の件を日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年9月16日第3回中頓別町議会定例会付託事件）の件を日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 追加日程第2、議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算（いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年9月16日第3回中頓別町議会定例会付託事件）の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

柳澤委員長。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 平成21年9月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第6号、議案名、平成21年度中頓別町一般会計補正予算（平成21年9月16日第3回中頓別町議会定例会付託事件）、審査の結果、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第17、議案第7号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第7号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹内義博君) 議案第7号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

申しわけありませんけれども、正誤表をお配りしております。それと、前回お配りしました予算書を照らし合わせながら見ていただきたいと思います。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,374万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金の既定額に14万円を追加補正するもので、健康保険法施行令等が平成21年5月22日に公布され、出産育児一時金が35万円から39万円に改正、また産科医療補償制度の改正に伴い、出産育児一時金に上限として3万円を限度として加算することとなったことから、2名分の14万円を追加補正するものでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金の既定額に20万5,000円を追加補正するもので、介護従事者処遇改善により人件費3%増額となったことから、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金として交付されることとなったことから、20万5,000円を追加補正するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、5目高額医療費共同事業財政調整金では、

新規に74万5,000円補正するもので、第1期から第5期分の前期高齢者財政調整額と高額医療費共同事業交付金の差額を納付しなければならないことから、74万5,000円を計上するものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目退職被保険者還付加算金では、既定額に513万8,000円追加補正するもので、平成20年度退職者医療交付金精算還付金を追加補正するものでございます。

歳出合計、既定額に622万8,000円を追加補正し、歳出総額を3億1,374万7,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金では、新規に20万5,000円を追加するもので、国庫補助の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を新規に計上するものでございます。

3目出産育児一時金補助金では、新規に4万円を計上するもので、出産一時金8万円に対する国庫補助分を計上しております。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額に591万7,000円を追加補正するもので、前年度繰越金を計上しております。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、6万6,000円を追加補正するもので、出産育児一時金繰入金の町費負担分として一般会計2名分を繰り入れるものでございます。

歳入合計、既定額に622万8,000円を追加補正し、3億1,374万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第8号 平成21年度中頓別町老

人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第8号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ240万9,000円とする。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。3款諸支出金、1項償還金、1目償還金では、既定額に110万4,000円を追加補正するもので、平成20年度医療費交付金、支払基金ですけれども、返還金を追加補正するものでございます。

歳出の合計、既定額に110万4,000円を追加補正し、歳出合計額を240万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に3,000円を減額するもので、平成20年度老人保健診療報酬で3,000円返納されることから、一般会計繰入金を減額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に110万4,000円を追加補正するもので、前年度繰越金を計上しております。

6款諸収入、1項雑入、1目返還金では、3,000円の新規計上で、平成21年7月処理分の老人保健診療医療費過誤納となり、還付されることにより計上するものでございます。

歳入合計、既定額に110万4,000円を追加補正し、240万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第19、議案第9号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第9号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹内義博君) 議案第9号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成21年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,235万3,000円とする。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、新規に112万9,000円を計上するもので、平成20年度介護給付費負担金返還金で73万4,000円、調整交付金の返還金で33万2,000円、地域支援事業交付金返還金で4万2,000円、地域支援事業交付金返還金で2万1,000円、合計112万9,000円を新規計上するものでございます。

歳出合計、既定額に112万9,000円を追加補正し、歳出合計額を1億9,235万3,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に112万9,000円を追加補正するもので、前年度繰越金を計上するものでございます。

歳入合計、既定額に112万9,000円を追加補正し、1億9,235万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結して、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、認定第1号 平成20年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第2号 平成20年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第23、認定第3号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第4号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第6号 平成20年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第7号 平成20年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第9号 平成20年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました認定第1号から第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りします。本件について、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することにした認定第1号から第9号については、会議規則第46条第1項の規定により、9月18日までに審査を終了するよ

うに期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号の決算認定については、9月18日までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時03分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会にいたします。

(午後 5時04分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員